

九 州 大 学
教育における安全の指針
～ 学外活動編 ～
(第 1 版)

令和元年 7 月

【 授業実施における安全管理検討WG 】

WG 長	大槻 恒一	教 授（農学部）
	飯嶋 秀治	准教授（文学部）
	池田 剛	准教授（理学部）
	笹岡 孝司	准教授（工学部）
	中野 伸彦	講 師（地球社会統合科学府）
	水野 清義	教 授（総合理工学府）
	安田 章人	准教授（基幹教育院）

<<学外活動編サブWG >>

サブ WG 長	飯嶋 秀治	准教授（文学部）
	姜 益俊	准教授（共創学部）
	田尻 義了	准教授（共創学部）
	田上 哲	教 授（教育学部）
	目代 武史	准教授（経済学部）
	與倉 豊	准教授（経済学部）
	前野 有佳里	准教授（医学部）
	菊川 誠	講 師（医学部）
	田中 昭代	講 師（医学部）
	築山 能大	教 授（歯学部）
	黒瀬 武史	准教授（工学部）
	清野 聰子	准教授（工学部）
	田上 健一	教 授（芸術工学部）
	朝廣 和夫	准教授（芸術工学部）
	森高 正博	准教授（農学部）
	安武 大輔	准教授（農学部）
	大場 信恵	教 授（人間環境学研究院）
	安田 章人	准教授（基幹教育院）

() 内は選出部局

はじめに

近年、大学等の教育機関における教育は高度化・多様化しており、その中で様々な体験型学習環境が提供されるようになった。体験型教育活動は、机上の学習だけでは得られない貴重な教育成果を提供する反面、参加者の経験の有無や準備不足などにより重大な事故につながるリスクを内包している。したがって、実験や実習・演習・調査などの体験型教育活動を実施する場合、細心の注意を払って安全・健康管理、事故防止・対応に努める必要がある。そこで、九州大学では 教育企画委員会のもとに平成 28 年 11 月に「授業実施における安全管理検討ワーキンググループ（以下、WG）」を設置し、教育における全学的な安全指針の作成に着手した。

多様な体験型教育活動の安全指針を一括して取りまとめることは困難であり、また包括的な安全指針は実用性に欠けるため、体験型教育活動を以下の 3 つに分類し、個別に安全・健康管理、事故防止・対応に関する指針を設けることとした。

➤ 野外活動

学内外を問わず、自然環境下で行う教育活動や、第一次産業（農業・林業・畜産業・水産業など）に関わる野外や生産現場（ビニールハウス、畜舎、船など）で行う教育活動を対象とする。

➤ 学外活動

学外で実施する正課の教育活動を対象とする。対人・社会関係における教育活動、教育現場への移動・調査・滞在（海外渡航調査も含む）などを対象とする。具体的には、インタビュー調査、（参与）観察、実測、臨床実習、臨地実習、インターンシップなどが該当する。

➤ 実験室活動

授業や研究において実験室を使用して行う教育活動を対象とする。

平成 28 年度に「教育における安全の指針～野外活動編～ 第 1 版」、平成 30 年度に「教育における安全の指針～実験室活動編～第 1 版」を発表し、令和元年度以降に教育における安全の指針～学外活動編～を作成している。本編は、「学外活動」に関する安全指針である。

安全・健康管理および事故防止・対応を適切に行うためには、活動前の周到な準備、活動中の細心の注意、万一事故にあった場合の適切な対応、活動後の反省と改善策の検討を行うことが必要である。したがって、安全指針は適宜改訂を加えることとする。また、安全指針を様々な媒体 や機会を利用して周知するとともに、将来的には授業、講習会、ファカルティ・デベロップメント（FD）、ハンドブックなどを通じて、より実践的に教育における安全管理を推進することとする。

令和元 年 7 月

授業実施における安全管理検討WG

WG長 大槻恭一

目 次

第1章 学外活動を行うための基本的心得	1
第2章 学外活動の前後に	3
2.1 事前調査と心構え	3
2.2 安全管理体制と学外活動計画	4
2.2.1 安全管理体制について	4
2.2.2 学外活動の計画について	5
2.2.3 学外活動の計画・実施に関する届け出について	5
(1) 教育における学外活動の実施計画書・実施届の届け出	5
1) 教育における学外活動の実施計画書の届け出	6
2) 教育における学外活動の実施届の届け出	6
(2) 学生チーム学外研究活動に関する届け出	7
1) 教育における学外活動の実施計画書の届け出	7
2) 学生チーム学外研究活動の実施届の届け出	7
(3) 学生主体の学外研究活動に関する届け出	7
2.2.4 学外活動の実施にあたって	7
2.2.5 学外活動実施後の取り組み	7
2.2.6 保険	8
様式1 教育における学外活動実施計画書	9
様式1 教育における学外活動実施計画書 記入例	10
様式2 教育における学外活動実施届	11
様式2 教育における学外活動実施届 記入例	13
様式3 学生チーム学外研究活動事前届	15
様式3 学生チーム学外研究活動事前届 記入例	16
様式4 (参考) 学生主体の学外研究活動事前届	17
様式4 (参考) 学生主体の学外研究活動事前届 記入例	18
様式5 事故及びヒヤリハット情報 (教育における学外活動)	19
様式5 事故及びヒヤリハット情報 (教育における学外活動) 記入例	19
第3章 学外活動の安全対策	21
3.1 全般的安全対策	21
3.1.1 計画立案時の安全対策	21
3.2 活動実施前の安全対策	23
3.2.1 実施前の届け出	23
3.2.2 服装	26
3.2.3 一般装備の準備	26
3.2.4 特殊装備の準備	27
3.2.5 体調管理	27
3.2.6 救急準備	27
3.3 活動開始時の安全対策	28
3.3.1 延期・変更・中止・遅刻・欠席などの連絡	28

3.3.2 教員－学生間連絡	28
3.3.3 現地での安全確認	28
3.4 活動実施中の安全対策	29
3.4.1 体調の管理	29
3.4.2 科目責任者－学生関係	29
3.4.3 学生－対象地関係	30
3.4.4 対人リスク	30
3.4.5 対社会リスク	30
3.4.6 関係の管理	31
3.4.7 外部への連絡	31
3.5 活動実施後の安全対策	32
3.5.1 帰着途上	32
3.5.2 帰着報告	32
3.5.3 改善点の共有	32
3.5.4 事後管理	32
3.6 海外での学外活動に関して	33
3.6.1 活動実施前の安全対策	33
3.6.2 活動実施中の安全対策	33
3.7 学外活動安全対策チェックリスト	36
 第4章 事故・事件が発生したら	37
4.1 事故・事件発生時の現地での参加者の対応	37
4.1.1 事故・事件状況の把握と対処	37
4.1.2 大学への連絡、現地での事故後の対応	39
4.2 事故・事件発生からの大学の対応	40
4.2.1 第一報の受信にあたって	40
4.2.2 対策班の設置	41
4.2.3 その他	41
 第5章 救急蘇生	42
5.1 救急蘇生の基本	42
5.2 被災者の安全確保と体位（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会、2015）	42
5.3 ファーストエイド（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会、2015）	43
5.3.1 すり傷、切り傷への対応	43
5.3.2 出欠への対応	43
5.3.3 捻挫、打ち身（打撲）、骨折への対応	44
5.3.4 熱中症への対応	44
5.3.5 やけどへの対応	44
5.3.6 凍傷への対応	45
5.3.7 漏水時の対応	45
5.3.8 アナフィラキシーへの対応	45
5.3.9 その他	46
5.4 一次救命処置	46

5.4.1 心肺蘇生の手順	46
5.4.2 AED使用の手順	49
5.5 救急用品	52
5.6 サイコロジカル・ファーストエイド	53
資料 学外活動ヒヤリハット集－ガイドラインの必要性	54
引用文献	58
参考文献	58

参考資料※：九州大学総合科目「フィールド科学研究入門“屋久島プログラム”」における
死亡事故について－原因究明及び再発防止のための報告書－（抜粋）

※国立大学法人九州大学屋久島フィールドワーク学生事故調査委員会作成の報告書より、
事故防止に向けた大学への提言・要望を抜粋したもの（以下、「事故調査報告書（抜粋）」）
である。

第1章 学外活動を行うための基本的心得

近年、大学等の教育機関における教育は高度化・多様化しており、その中で様々な体験型学習環境が提供されるようになった。体験型教育活動は、教育対象そのものの観察や調査、あるいはインタビューや実習などにより、実践的な知識を獲得し、技能の向上を図るという意義を持ち、机上の学習だけでは得られない貴重な教育成果を提供する。

一方、体験型教育活動は様々な危険を伴い、重大な事故につながるリスクを内包している。実際、全国で体験型教育活動中の事故が報告されており、重大な外傷や命を落とすような事例も見られる。九州大学においても、平成28年9月6日、フィールド科学研究入門“屋久島プログラム”実施中に鹿児島県熊毛郡屋久島町安房川で文学部1年生1名が死亡（溺死）する事故が発生した（九州大学総合科目「フィールド科学研究入門“屋久島プログラム”」における死亡事故について－原因究明及び再発防止のための報告書（抜粋）－参照）。したがって、実験・実習・演習・調査・体験型学習などの体験型教育活動を実施する場合、細心の注意を払って安全・健康管理、事故防止・対応に努める必要がある。

そこで、九州大学では教育企画委員会のもとに平成28年11月に「授業実施における安全管理検討ワーキンググループ（以下、WG）」を設置し、教育における全学的な安全指針の作成に着手した。ただし、教育活動は多様であり、その安全指針を一括して取りまとめることは困難であり、また包括的な安全指針は実用性に欠ける。そこで、WGは教育活動のうち体験型教育活動を対象とし、体験型教育活動を以下の3つに分類し、個別に安全・健康管理、事故防止・対応に関する指針を設けることとした。なお、ここで対象とするのは「正課の教育活動」とし、具体的には単位認定や卒業・修了要件に関わる教育活動になる。卒業論文・修士論文・博士論文や講義・実習のレポート作成などに伴う学生主体の学外研究活動も本安全指針における体験型教育活動の範疇に入れるが、現時点では課外活動やボランティア活動は本安全指針における体験型教育活動の範疇に含めないこととした。

➤ 野外活動

学内外を問わず、自然環境下で行う正課の教育活動や、第一次産業（農業・林業・畜産業・水産業など）に関わる野外や生産現場（ビニールハウス、畜舎、船など）で行う正課の教育活動を対象とする。

➤ 学外活動

学外で実施する正課の教育活動を対象とする。対人・社会関係における教育活動、教育現場への移動・調査・滞在（海外渡航調査も含む）などを対象とする。具体的には、インタビュー調査、（参与）観察、実測、臨床実習、臨地実習、インターンシップなどが該当する。

➤ 実験室活動

授業や研究において実験室を使用して行う正課の教育活動を対象とする。

本書では、教育における「学外活動」に関する安全・健康管理、事故防止・対応に関する指針を提示する。

学外活動の安全・健康管理および事故防止・対応を適切に行うためには、

- 活動前の周到な準備
- 活動中の細心の注意
- 万一事故にあった場合の適切な対応
- 活動後の反省と改善策の検討

を行うことが必要である。いかに周到に準備し、細心の注意を払っても、不可抗力により発生する事故や災害は存在する。可能な限り事故防止に努力しつつ、事故が発生した場合の対応についても事前に体制を整え、責任・連絡体制などを整備し、非常時に備えた訓練やシミュレーションを行っておくことも必要である。 本指針は、

- 第 2 章「学外活動の前後に」で事前の準備・計画および事後の報告・改善点検討など
- 第 3 章「学外活動中の安全対策」で実際の学外活動における注意事項
- 第 4 章「事故・事件が発生したら」で活動中の事故における対応
- 第 5 章「救急蘇生」で被災者に対する救急蘇生法

を九州大学全体の共通安全指針としてとりまとめ、各部局で学外活動を行う際の安全・衛生管理、事故防止・対応に役立てることを目的としている。

第2章 学外活動の前後に

2.1 事前調査と心構え

学外活動を伴う実習や調査などは、活動の内容や活動を行う場所により、想定すべき危険が異なる。そのため、

- どういうフィールドに赴き
- どういう活動をするのか
- 活動中に予想される危険は何か
- 予想される危険を回避するために身に付けておくべき知識、準備、心構えは何か
- 実際に事故が起こった場合にはどうすべきか

などについて、引率者（代表担当教員および同行する教職員）と参加者の双方がきちんと把握しておくことが何よりも大切である。

大学教育の一環としての学外活動では、「初めて」や「経験が不足」する参加者がいることが想定される。したがって、学外活動の引率者は、参加者の経験や必要な知識の有無などを把握した上で、安全が確保できる教育体制を整備する必要がある。参加者も、自身の学外活動に関する経験の程度や知識の有無に関する情報を引率者や同行する参加者に正確に伝え、引率者の指導や監督に従う必要がある。

また、学外活動においては、基礎的な体力や体調の管理が必要であり、参加予定者は活動内容を把握した上で、自身の体調などを考慮し、場合によっては参加を見合わせることも必要である。

なお学生の留学等、海外渡航における安全管理体制については、「九大セブンステップス～学生の海外渡航に係る全学的危機管理体制整備のガイドライン～」を参照すること。

参考 URL

- ・九大セブンステップス～学生の海外渡航に係る全学的危機管理体制整備のガイドライン～
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/international/abroad/travel/>

2.2 安全管理体制と学外活動計画

2.2.1 安全管理体制について

本学の教育における学外活動の安全管理については、教育担当理事の全般的な統括の下に行うものとする。

学外活動を伴う本学の科目に関する「実施運営主体」としての部局は図 2.1 のとおりとし、当該部局長を管理責任者とする。管理責任者は当該科目の学外活動の安全管理について統括するものとする。

なお、本指針における「部局長」とは、九州大学学則第 25 条に定める部局長に加え、同第 26 条に定めるセンター長のことをいう。

- ① 教育課程または教育プログラムを構成する科目的実施運営主体は、当該教育課程などを編成する部局（学部・学府・センター）とする。
- ② 基幹教育の実施運営主体は基幹教育院とする。
- ③ ②にかかわらず、基幹教育のうち科目担当部局が実施運営する科目（学部：総合科目、2 年生以上を対象として開講される科目の一部、大学院：展開科目）については、当該担当部局を実施運営主体とする。

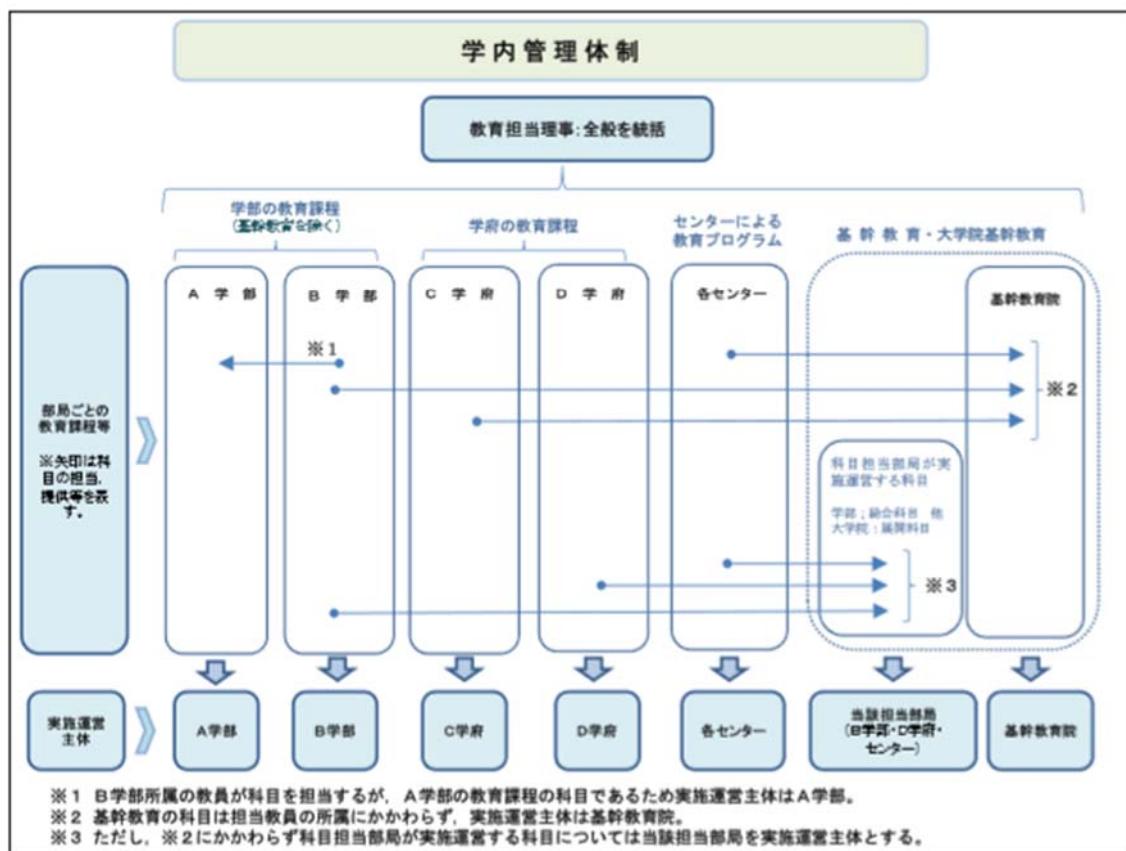


図 2.1 学外活動に関する学内管理体制

2.2.2 学外活動の計画について

学外活動を伴う科目の代表担当教員を**科目責任者**とする。科目責任者は、次のような過程を通じて、事故防止、安全対策に留意した学外活動計画を立てる。

- ① 科目責任者は、学外活動の内容や活動場所に関するできるだけ正確な情報をシラバスなどに明示するものとする（予め活動場所が決められていない場合にも、当該科目が学外活動を行うことを明記する）。
- ② 科目責任者は、学外活動の計画にあたり、実施フィールドの状況について、特に危険性や過去の事故事例に留意のうえ、十分な情報収集にあたる。
- ③ 科目責任者は、収集した情報をもとに実施フィールドが適切か否かを検討のうえ、状況によっては、学外活動を中止または実施フィールドを変更する。
- ④ 科目責任者は、参加者の人数に応じて同行する教職員・TAなどを配置し（例えば原則、参加者10名に対して1名の）、通常時と緊急時の役割を決め、引率者全員でその内容を確認しておく。なお、引率者が被災する可能性もあるので、次善の役割も決めておく。

2.2.3 学外活動の計画・実施に関する届け出について

学外活動の計画・実施に関する届け出については、学外活動を、「教育における学外活動」（様式1、様式2）と「教育における学生チーム学外研究活動」（様式1、様式3）、「学生主体の学外研究活動」（様式4）に分けて取り扱う。

➢ 教育における学外活動

講義・実習・演習・体験型学習などの正規の授業で、担当教員・TAなどが同行して実施する学外活動とする。

➢ 学生チーム学外研究活動 TPL (Team Project Learning)

講義・実習・演習・体験型学習などの正規の授業で、学生のみが同行して実施する学外活動とする。

➢ 学生主体の学外研究活動

卒業論文・修士論文・博士論文や講義・実習のレポート作成などに伴う学生主体の学外研究活動とする。

(1) 教育における学外活動の実施計画書・実施届の届け出

教育における学外活動の実施にあたっては、代表担当教員（以下、科目責任者）は、現地での事故防止・安全対策に留意した計画を立案のうえ、「教育における学外活動実施計画書」（様式1）を事前に部局長（以下、管理責任者）に提出し、教員・学生・大学が安全な授業運営ができるよう当該部局で定めた委員会等の審議を通じて管理責任者の承認を得るものとする。基幹教育の科目については、基幹教育院長の承認を得るものとする（基幹教育の実施運営主体となる部局については2.2.1を参照）。

学外活動の行程、参加者などの詳細については、その後に「教育における学外活動実施届」（様式2）により届け出るものとする。

1) 教育における学外活動の実施計画書（P. 9）の届け出

- ① 科目責任者は、現地での事故防止・安全対策に留意した計画を立案のうえ、教育における学外活動実施計画書（以下、計画書（様式1））を管理責任者に届け出る。
- ② 科目責任者からの届け出の時期は、原則として当該科目実施前の学期中を目安とし、具体的な日程は部局において定める。
- ③ 参加者のうち同行する教職員など（TA を含む）の数は、参加者と学外活動の内容を勘案した上で安全対策を講じ、必要な人員を配置する。例えば、「参加者 10 名につき 1 名の監督者・補助者を要する」などの具体的な目安を、活動の特性に応じて部局において設けることが望ましい。
- ④ 管理責任者は、安全面に留意のうえ、適切な学外活動の実施計画であるかを確認し、計画の内容によっては学外活動を行う他の教員の意見も確認のうえ実施承認の可否を決定する。
- ⑤ 実施承認の可否の決定にあたり、管理責任者は、教職員など（監督者、補助者）の人数、必要な装備、安全対策を含めた事前の準備などに関し、活動内容の危険度に応じて勘案のうえ、計画に不備があれば科目責任者に改善を指示し、改善が図られない場合は実施を認めないものとする。
- ⑥ 適切な安全管理に関する計画書（様式1）の確認にあたっては、学外活動の引率者間でクロスチェックを行うことが望ましい。
- ⑦ 管理責任者承認後の科目責任者との連絡方法は部局において定める。
- ⑧ その他計画書（様式1）に関して必要なことは部局において定める。

2) 教育における学外活動の実施届（P. 11）の届け出

- ① 科目責任者は、1)による計画書の承認の後、学外活動の実施にあたり教育における学外活動実施届（以下、実施届（様式2））を管理責任者に届け出る。
- ② 実施届（様式2）の届け出の時期は、学外活動実施前のできるだけ早い時期とし、部局において「実施開始日の 1 週間前まで」などの具体的な目安を設けて日程を定める。
- ③ 管理責任者は、計画書（様式1）からの変更内容に留意のうえ、不備があれば科目責任者に改善を指示するものとする。
- ④ 参加者について、当該部局の事務担当者は、障害などによる配慮を要する学生の有無などを確認のうえ、科目責任者などと必要な情報を共有する（但し、アナフィラキシーや自己注射の保有者には確認の呼びかけはできても申告の強制はできないので注意すること）。
- ⑤ その他実施届（様式2）に関して必要なことは部局において定める。

なお、上記の計画書および実施届の様式については、部局の特性に応じ項目の追加などの加筆を行うことができるることとする。実施届（様式2）「緊急時の連絡方法現地→大学」の緊急連絡先については、部局内に緊急時連絡対応者（P.45 参照）を定め、予め電話番号などを明記しておく。

例） 勤務時間内：〇〇学生担当係長 電話 092-802-〇〇〇〇
〃 時間外： 〃 〃 携帯 090-〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 学生チーム学外研究活動に関する届け出

1) 教育における学外活動実施計画書 (P. 9) の届け出

学生チーム学外研究活動の実施にあたっては、科目責任者は、(1) 1) 教育における学外活動の実施計画書に順じて学外活動実施計画書（以下、計画書（様式 1））を事前に管理責任者に提出し、教員・学生・大学が安全な授業運営ができるよう当該部局で定めた委員会等での審議を通じて管理責任者の承認を得るものとする（前学期までに決定し難いことが多くとも部局把握のため提出）。

2) 学生チーム学外研究活動事前届 (P. 15) の届け出

学期が始まったら、チーム毎の代表学生（以下、TPL 代表）は、現地での事故防止・安全対策に留意した計画を立案のうえ「学生チーム学外研究活動事前届（以下、TPL 活動事前届（様式 3））」を事前に科目責任者および管理責任者に届け出、承認を得るものとする。

(3) 学生主体の学外研究活動に関する届け出

卒業論文・修士論文・博士論文や、講義・実習のレポート作成などに伴う学生主体の学外研究活動に関しては、学生は「学生主体の学外研究活動事前届（以下、活動届（様式 4））」を事前に届け出るものとする。なお、学外研究活動の特性に応じて、p.17 に掲載した活動届（様式 4）を参考に、部局内で活動届の様式、学生への周知などを含めて運用方法を定め、取り扱うものとする。

2.2.4 学外活動の実施にあたって

学外活動の実施に当たり、代表担当教員（以下、科目責任者）は、第 3 章～第 5 章に記載の学外活動に関する注意事項や事故・事件対策などを熟知の上、安全に万全の対策を講じる。

- ① 科目責任者は、参加者に対して学外活動に関する事前指導、ガイダンスなどを実施し、その中で学外活動における安全・健康管理、事故防止・対応を周知徹底する（第 3 章「学外活動の安全対策」参照）。
- ② 参加者が多い場合、鳥合の衆とならないように班分けし、各班に班長・次長などを設置するとともに、班内での自己紹介などを通じて班員の相互理解を強めておくことが望ましい。
※集団活動における安否確認や事故対応は班単位で行う方が円滑に実施でき、事故や災害によっては集団がばらけることがあるため、事故対応などを学生自身で行う必要が生じることがある（事故・事件が発生した際の詳細は第 4 章を参照）。
- ③ 科目責任者は、事前指導やガイダンスにおいて、学生の視点を取り入れ、計画時に立案した安全対策を改善し、その内容を引率者全員と確認する。
- ④ 活動内容やフィールドによっては、公の使用施設や対象地固有の事前の届け出や許可を得る必要のある場合があるため、消防や警察などへの届け出も含め、予め確認のうえ実施前に所定の手続きを行う。

2.2.5 学外活動実施後の取り組み

学外活動実施後、代表担当教員（以下、科目責任者）は以下の事項を実施する。

① 帰着報告

科目責任者は、必要に応じて、学外活動終了後、速やかに部局に帰着を報告する。

TPL 代表は、必要に応じて、学外活動終了後、速やかに科目責任者に帰着を報告する。

② 反省会

科目責任者は、学外活動実施後に、引率者などと反省会を開き、学生アンケートなども参考して安全対策に関する反省点と改善策をまとめ、次回以降の学外活動の適切な運営に活かす。

③ 事故およびヒヤリハット情報の提供

学外活動中の事故およびヒヤリハットが生じた場合、事故・ヒヤリハット情報（様式5）を部局に提供する。

2.2.6 保険

参加者は自身が怪我などした場合に備え「学生教育災害傷害保険」（以下、学研災）および相手に怪我を負わせたり物を破損させた場合に備え「学研災付帯賠償責任保険」（以下、付帯賠災）、またはこれに準ずる保険に加入することを原則とし、科目的特性に応じ保険加入を履修の条件とするなどして取り扱うものとする。

学研災および付帯賠災では、授業として実施される実習中の事故について、学内外を問わず補償の対象となるほか、保険の加入がインターンシップなどのプログラム参加の条件となっていたり、正課外の行事や通学時の事故も補償の範囲に含まれることから、本学では、学生の入学時に加入を推奨している。ただし、学研災の補償内容は限定的であるため、学外活動のフィールドや内容に応じて、その他の適切な保険についても検討する必要がある。

なお、学外活動に参加する学生の学研災および付帯賠災などの保険加入状況の確認については、実施届（様式2）の事務記載欄を活用するなどして各部局において行う。

※参考)

- ・学生教育災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（付帯賠災）

公益財団法人 日本国際教育支援協会HP

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

- ・学外活動保険、山岳保険の例 モンベル学外活動保険、山岳保険

<http://hoken.montbell.jp>

様式 1 教育における学外活動実施計画書

(No.)

計画書(様式 1)

令和 年 月 日

部局長（管理責任者） 殿

所属・職名：

部局長承認 印

代表担当教員(科目責任者)：

内線：

E-mail :

教育における学外活動実施計画書

科目名称			
開講時期	春学期・夏学期・秋学期・冬学期・前期・後期・その他 ()		
学外活動の実施時期			
(学外活動参加予定者) 学生数及び指導者数	学生 名	指導者 名 (内訳 :)
学外活動の概要 (場所、内容等)	〔個別の配慮を要する点があれば事項と対策を具体的に記入〕		
学外活動の安全対策	〔当該科目における過去の事故およびヒヤリハット事例、事故事例その他特記事項があれば記入〕		
その他の特記事項等	〔当該科目における過去の事故およびヒヤリハット事例、事故事例その他特記事項があれば記入〕		
事務記載欄	・部局長承認後の担当教員への連絡 () ・実施届(様式 2 / 3)の提出確認 ()		

- ・部局において定められた期限までに本紙を提出すること。
- ・本紙提出後、部局において定められた期限までに実施届(様式 2 / 3)を提出すること。

様式 1 教育における学外活動実施計画書 記入例

(No.)

〔記入例〕

計画書（様式 1）

令和 ○年 ○月 ○日

部局長（管理責任者） 殿

所属・職名：○○学部○○学科・教授

代表担当教員(科目責任者)：△△ △△

内線：○○○○

E-mail : …@…kyushu-u.ac.jp

部局長承認 印

教育における学外活動実施計画書

科目名称	○○演習 I		
開講時期	春学期・夏学期・秋学期・冬学期・前期・後期 <input checked="" type="radio"/> その他（夏休み中）		
学外活動の実施時期	8月（7日間）		
（学外活動参加予定者） 学生数及び指導者数	学生 20名	指導者 2名	（内訳：教員1名、TA 1名）
学外活動の概要 (場所、内容等)	○○県○○市○○区において、村落調査を行い、報告書にまとめる。		
学外活動の安全対策	〔個別の配慮を要する点があれば事項と対策を具体的に記入〕 ・現地実習の前にフィールドにおける危険性や安全対策について事前指導する。 ・実習実施前に指導者が下見を行い現地の過去の事故を聞き安全性を確認する。 ・熱中症対策：公民館を予約、日陰での休憩、水分・塩分補給に留意する。 ・傷病対策：保険加入を確認し、軽傷対策のファースト・エイド・キットを持参、各学生には市販薬の持参と保険証の持参を指示する。 ・交信対策：個別事情での遅刻などがあった場合に備え SNS アプリで連絡する。 ・学外実習時に船舶に乗船する場合はライフジャケットを使用する。		
その他の特記事項等	〔当該科目における過去の事故およびヒヤリハット事例、事故事例その他特記事項があれば記入〕 ・実習中に持病で体調を崩し、福岡市の自宅まで学生を見送った例がある。		
事務記載欄	・部局長承認後の担当教員への連絡（ ） ・実施届（様式 2 / 3）の提出確認（ ）		

- ・部局において定められた期限までに本紙を提出すること。
- ・本紙提出後、部局において定められた期限までに実施届（様式 2 / 3）を提出すること。

様式2 教育における学外活動実施届

(No.)

実施届(様式2)

令和 年 月 日

部局長(管理責任者) 殿

事務確認欄

所属・職名 :

代表担当教員(科目責任者) :

教育における学外活動実施届

科目名称	
学外活動の実施期間	
行程 (できるだけ詳細を記載または資料添付)	
宿泊の有無	無・有(場所、連絡先等 :)
計画の変更内容 (※1)	[計画書(様式1)のうち、学外活動の「概要」「安全対策」「特記事項」「指導者数」等に変更がある場合に記載]
緊急時の連絡方法 (連絡先、手段、電話番号等)	(※2)現地→大学 : 大学→現地 :
海外の場合、滞在国の日本政府在外公館(又は準ずる機関)の連絡先	
その他の特記事項等	・アナフィラキシー保有者の確認() ・自己注射器(エピペン)保有者の確認()
事務記載欄	・計画書(様式1)の提出確認() ・参加学生の学研災加入状況確認() ・障害等配慮を要する学生の有無() 有→科目責任者等への情報提供() ・(※1) 計画変更があった場合の部局長報告() ・帰着確認()

(※2)部局において予め記載

参加者名簿（教職員　名、TA　名　学生　名）

教職員と学生に分けて、教職員は氏名・所属・携帯電話番号等を、学生は氏名・学生番号・携帯電話番号および保護者の連絡先電話番号を記載すること。

※学生の氏名・学生番号・携帯電話番号・保護者の連絡先電話番号は、部局学生担当係から入手する。

学外活動の科目責任者は、部局学生担当係より名簿を受け取り、学生の欠席者を二重線で消去し、本人および保護者連絡先の更新があるか否かを確認したうえで複写を部局学生担当係長に渡すこと。

なお複数教職員の場合、科目責任者1名に◎を付すこと。TAは氏名横に(TA)と記載。

様式2 教育における学外活動実施届 記入例

(No.)

[記入例]

実施届(様式2)

令和〇年 7月 1日

部局長(管理責任者) 殿

事務確認欄

所属・職名: ○○学部○○学科 教授

代表担当教員(科目責任者): △△ △△

教育における学外活動実施届

科目名称	○○演習I
学外活動の実施期間	令和〇年8月6日~12日
行程 (できるだけ詳細を記載または資料添付)	別添のとおり
宿泊の有無	有(場所、連絡先等: ○○旅館 住所: ○○県○○市1-8 電話: 095-○○-○○)
計画の変更内容 (※1)	[計画書(様式1)のうち、学外活動の「概要」「安全対策」「特記事項」「指導者数」等に変更がある場合に記載] ・安全対策: 定期的に点滴を必要とする学生が参加すると分かったため現地病院での点滴体制を整えた(TAと打合せ済み)
緊急時の連絡方法 (連絡先、手段、電話番号等)	(※2)現地→大学: 勤務時間内: ○○学生担当係長 092-802-○○○○ 勤務時間外: リ 090-1234-○○○○ 大学→現地: △△教授携帯電話 080-5678-○○○○
海外の場合、滞在国の日本政府在外公館(又は準ずる機関)の連絡先	
その他の特記事項等	・アナフィラキシー保有者の確認(1名) ・自己注射器(エピペン)保有者の確認(1名)
事務記載欄	・計画書(様式1)の提出確認()・参加学生の学研災加入状況確認() ・障害等配慮を要する学生の有無() 有→科目責任者等への情報提供() ・(※1) 計画変更があった場合の部局長報告() ・帰着確認()

(※2)部局において予め記載

様式2 教育における学外活動実施届 記入例

[記入例]

実施届（様式2別紙）

参加者名簿（教職員1名、TA1名、学生20名）

教職員と学生に分けて、教職員は氏名・所属・携帯電話番号等を記載するが、学生の氏名・学生番号・携帯電話番号および保護者の連絡先電話番号は部局学生担当係から出力する。学外活動の科目責任者は、部局学生担当係より名簿を受け取り、学生の欠席者を二重線で消去し、本人および保護者連絡先の更新があるか否かを確認したうえで複写を部局学生担当係長に渡すこと。

なお複数教職員の場合、科目責任者1名に◎を付すこと。TAは氏名横に(TA)と記載。

教職員

◎ △△ △△ (○○学部教授) 080-5678-○○○○
○○ ○○ (TA) 080-○○○-○○○○

学生 氏 名	学生番号	携帯電話	保護者連絡先 (電話)
①	090-○○○-○○○○	090-○○○-○○○○
②	090-○○○-○○○○	090-○○○-○○○○
.			
.			
.			
⑩	090-○○○-○○○○	090-○

様式3 学生チーム学外研究活動事前届

TPL 事前届（様式3）

年　月　日

代表学生氏名

(学生番号)

科目名

科目担当教員

学生チーム学外研究活動事前届

実施期間	年　月　日～　年　月　日
学外活動の概要 (活動場所、内容等)	
学外活動の安全対策	
スケジュール (できるだけ交通手段と経路の詳細を記載または資料添付)	
宿泊の有無	無・有 (場所連絡先等)
学生同行者	氏　名　　学生番号　　保護者連絡先
緊急時の連絡方法 (連絡先、手段、電話番号)	<p>現地→大学： 教員： 部局学生担当：(出勤時間) (時間外)</p> <p>大学→現地： 代　表： 副代表：</p>
海外の場合、滞在国の日本政府在外公館（又は準ずる機関）の連絡先	
保険名称・種類	
その他特記事項	・アナフィラキシー保有者の確認 () ・自己注射器（エピペン）保有者の確認 ()

*書類は実施1週前までを目安に各科目担当者と部局学生担当係へ提出

様式3 学生チーム学外研究活動事前届 記入例

〔記入例〕

TPL 事前届（様式3）

令和〇年5月〇〇日

代表学生氏名 □□ □□

(学生番号) 1

科目名 ○○演習

科目担当教員 △△ △△

学生チーム学外研究活動事前届

実施期間	令和〇〇年6月〇日～同年6月〇日		
学外活動の概要 (活動場所、内容等)	デザイン・エスノグラフィ演習の一環として、〇〇県〇〇市〇〇区の〇〇公園で平日と休日の人々の動向の違いを観察する。		
学外活動の安全対策	場所は公園内であるが往復の公共交通に気をつけ、現地では他の公園利用者との間でトラブルにならぬよう2人以上で動く。		
スケジュール (できるだけ交通手段と 経路の詳細を記載または 資料添付)	別紙参照		
宿泊の有無	無・有 (場所連絡先等)		
学生同行者	氏名 代表 副代表	学生番号 九大 次郎 九大 花子 九大 三郎	保護者連絡先 080-〇〇〇-〇〇〇〇 090-〇〇〇-〇〇〇〇 080-〇〇〇-〇〇〇〇
緊急時の連絡方法 (連絡先、手段、電話 番号)	現地→大学： 教員：080-〇〇〇-〇〇〇〇 学生担当係：090-〇〇〇-〇〇〇〇 (出勤時間) 080-〇〇〇-〇〇〇〇 (時間外)) 大学→現地： 代 表：090-〇〇〇-〇〇〇〇 副代表：080-〇〇〇-〇〇〇〇		
海外の場合、滞在国 の日本政府在外公館 (又は準ずる機関) の 連絡先			
保健名称・種類	3名とも学研災・付帯倍災加入済み		
その他特記事項	・アナフィラキシー保有者の確認(0名)・自己注射器(エピペン)保有者の確認(0名)		

*書類は実施1週前までを目安に各科目担当者と部局学生係担当係へ提出

様式4（参考）学生主体の学外研究活動事前届

(No)

(様式4)

令和 年 月 日

殿

学生氏名 : _____

(学生番号 : _____)

指導教員 : _____ 印

学生主体の学外研究活動事前届

実施期間	
学外活動の概要 (活動場所、内容等)	
学外活動の安全対策	
スケジュール (できるだけ詳細を記載または資料添付)	
宿泊の有無	無・有(場所、連絡先等 : _____)
学生等同行者	
緊急時の連絡方法 (連絡先、手段、電話番号等)	現地→大学 : 大学→現地 :
海外の場合、滞在国の日本政府在外公館(又は準ずる機関)の連絡先	
保険名称・種類	
その他特記事項	

注) 教育における学生主体の学外活動について、学生からの届出を想定したもの。本紙を参考に、特性に応じて部局内で様式、運用方法を定め取り扱うこと。

様式4（参考）学生主体の学外研究活動事前届 記入例

(No.)

[記 入 例]

(様式4)

令和〇年4月〇〇日

〇〇 〇〇 殿

学生氏名：〇〇〇〇

(学生番号：3………)

指導教員：〇〇〇〇 印

学生主体の学外研究活動事前届

実施期間	〇〇〇〇年7月〇〇日～9月〇〇日
学外活動の概要 (活動場所、内容等)	論文のため〇〇シティのナイト・パトロールNPOの参与観察的調査 (〇〇国〇〇州〇〇シティ、NPOのナイト・パトロールへの参与観察)
学外活動の安全対策	・現地の気象、危険レベル、危険動植物を把握し病院も確認済み。 ・海外旅行保険加入、予防接種、たびレジ登録などを済ませた。 ・携帯圏外に行く場合、指導教員に定期連絡を入れる。
スケジュール (できるだけ詳細を記載または資料添付)	別紙参照
宿泊の有無	有(場所、連絡先等：住所 〇〇ホテル,〇〇St.,〇〇州,〇〇 電話は下記)
学生等同行者	
緊急時の連絡方法 (連絡先、手段、電話番号等)	現地→大学：勤務時間内+81-92-802-〇〇〇〇、勤務時間外+81-90-1234-〇〇〇〇 大学→現地：本人携帯+〇〇-80-5678-〇〇〇〇、+〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
海外の場合、滞在国の日本政府在外公館(又は準ずる機関)の連絡先	〇〇国日本大使館 +〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険名称・種類	学研災付帶海学 〇〇損保・個人Aタイプ
その他特記事項	

注) 教育における学生主体の学外活動について、学生からの届出を想定したもの。本紙を参考に、特性に応じて部局内で様式、運用方法を定め取り扱うこと。

様式5 事故・ヒヤリハット情報（教育における学外活動）

事故・ヒヤリハット情報（様式5）

令和 年 月 日

事故・ヒヤリハット情報（教育における学外活動）

科目名	
参加人数	教職員： 人 TA: 人 学生： 人 その他： 人
報告者	
日 時	
場 所	
概要	
対応	
結果	
提 言	
備考	

・事故およびヒヤリハット情報を部局当該委員会および学務部学務企画課にご提出下さい。

・報告書の氏名は公開しません。

・「概要・対応・結果」、「提言」の公開内容は、WGで編集致します。

様式5 事故・ヒヤリハット情報（教育における学外活動）記入例

[記入例]

事故・ヒヤリハット情報（様式5）

令和〇年〇〇月〇〇日

事故・ヒヤリハット情報（教育における学外活動）

科目名	○○演習
参加人数	教職員： 1人 TA: 1人 学生： 20人 その他： 0人
報告者	九大 太郎
日 時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 14:00~17:30頃
場 所	○○県○○市○○
概要	3日目の実習の昼頃から体調不良を申し出た学生がいたため、昼より休息を取りさせていた。 他の学生たちの昼食後も回復するようすがないので、話を聞いたところ、持病で以前から腎臓が悪く体調を崩すことがあるとのこと。
対応	市内の病院に罹ることを打診するも、いったんこうなると実習中に回復する見込みはないので家で休みたいとのこと。ただし一人で帰宅させるには途中で悪化して動けなくなることなどが心配されたため、付き添って自宅まで送りとどけることにする。
結果	TAにそのことを伝え、他の19人の学生たちが実習を終えたら18:00の夕食段階で全員揃っているかを確認することと、何かあつたら連絡することを伝える。 その後、タクシーを呼び、新幹線の指定席で博多駅に戻り、学生の自宅までタクシーで送り、現在の体調と悪化した場合の連絡を確認して帰宅させる。 その後教員は再びタクシー、新幹線、タクシーを乗り継ぐ間に、送り届けた学生から安定してきたとの連絡あり。宿で夕食を取っていた学生たちに報告する。
提 言	○演習の説明会の際に、一通りの説明するだけでなく、持病などで不安を抱えている学生の把握をしておいた方が良かった。今回は学生自身の判断で自宅に向かつたが、事前に把握できれば判断に従う以外の可能性があったかもしれない（学生が一人暮らしということもあり玄関口で別れたが連絡があるまで悪化する可能性もあった）。これは目に見えにくい障害などでも同じ問題が生じ得よう。
備考	

・事故およびヒヤリハット情報を部局当該委員会および学務部学務企画課にご提出下さい。

・報告書の氏名は公開しません。

・「概要・対応・結果」、「提言」の公開内容は、WGで編集致します。

第3章 学外活動の安全対策

3.1 全般的安全対策

学外活動とは学外で実施する教育活動を指し、人文・社会科学におけるインタビュー調査や、調査現場への移動・調査・滞在（海外渡航調査を含む）などを対象とする。しかし大学の外の対人・社会関係においては、そこにある物も人も授業のために存在するわけではない。それゆえ、基本的には対象地の既存の人間と社会に入ってゆくので、対象地の人間関係を乱さぬよう相手を慮り規則を尊重すること。

対象地の社会に入るということは、どのような損壊物もどのような傷病も当該社会への損害となり得る可能性がある。したがって、自身の経験を過信せず、以下に記述するような安全確保、災害対応、健康管理、情報収集などを怠らないこと。

不測の事態に備え、参加者の人数に応じて十分な人数の引率者を伴い、常に余力を残した活動に留める必要がある。以下に、学外活動における全般的な注意事項についてとりまとめた。なお実際のヒヤリハットの事例は巻末資料にまとめているので、オリエンテーション時などに具体的にどのようなヒヤリハットがあり得るのかを説明する際などに活用されたい。

3.1.1 計画立案時の安全対策

学外活動の計画立案においては、以下の点に留意する。

- ① 代表担当教員（以下、科目責任者）および同行する教職員や現地の教職員などの間で活動内容に関して余裕をもって、十分な打ち合わせを行い、綿密な行動計画を立案し、その内容を「教育における学外活動計画書（以下、計画書（様式1））」にまとめ、部局長（以下、管理責任者）に提出し、教員・学生・大学が安全な授業運営をできるよう、当該部局で定めた委員会等の審議を通じて管理責任者の承認を得ること。時間的余裕がなくなると、不注意による事故の危険が増す。学外活動は、時間的に制約されることが多いので、無理な計画を立てない。特に、学外での経験に乏しい学生が多数参加する場合は、ゆとりのある日程を組む。想定される危険性を洗い出し、危険性を制御する対応の可否、事故時の対応の可否を検討すること。検討に際しては、専門的知識を持つ者の助言も得て、複数で話し合い、見落としがないようにすること。リスクが制御できないと判断された場合は、計画の延期・変更・中止も選択肢とすること。
- ② 学生チームによる学外研究活動（TPL(Team Project Learning) 学外活動）に関しては、科目責任者と学生の間で十分に打ち合わせを行った上で活動計画を立案し、計画書（様式1）を管理責任者に提出し、教員・学生・大学が安全な授業運営をできるよう、部局長は当該部局で定めた委員会等での審議を通じて管理責任者の承認を得る。
- ③ 学位論文作成などに伴う学生主体の学外研究活動に関しては、指導教員と学生の間で十分な打ち合わせを行った上で活動計画を立案し、学生にその内容を「学生主体の学外研究活動事前届（以下、活動届（様式4））」により学生に提出させる。
- ④ 学外調査を実施する際は、事前に対象地の情報を関係者より入手し、無理のない実施可能な体制、行程、装備を検討する。野外活動編と同様の危険を把握しておくとともに、現地の出来事に習熟した人物から、対象地で生じた事故事件の履歴を聞くことで、一見

するとわからない季節ごと時間帯ごとに変化する空間や対人環境のリスクを把握しておくことが望ましい。科目責任者自身が無自覚に危険地帯に足を踏み込んでしまったり、学生を送り込んでしまったりする事態を避けるには、事前に対象地を訪問し、事故事件の履歴を把握しておくことが望ましい。

- ⑤ 学外活動の場合、施設内での学外活動も多くある。その場合、まず何よりも非常出口と避難経路、避難場所の確認をしておく。
- ⑥ 大学と対象地の距離が離れている場合、対象地までの交通手段、移動経路、所要時間を事前に確認する。対象地への移動方法を計画する際には安全性についても確認し、公共交通機関の利用を優先させる（公共交通機関の場合、複数の人物が同乗するが、同乗者が少ない場合、運転手との事故事件が生じ得るので注意が必要である）。また、自ら運転する際には、現地の交通法規や交通機関の特徴を事前に把握しておく（海外渡航については、第3章3.2参照）。
- ⑦ 対象地から資料を提供してもらう場合、事前に依頼して、その際に必要な書式等がある場合、事前に書類を用意しておく必要がある。
- ⑧ 学外活動で遠隔地に出かける場合、外部との連絡手段が命綱になる。携帯電話やトランシーバーなどは緊急時に有効な連絡手段であるが、通じない場所の場合、あらかじめ衛星電話などの緊急時の連絡手段を確保しておく必要がある。
- ⑨ どのような対象地であるにせよ、現地から最寄りの病院の把握や救急時の連絡先を事前に把握しておくこと。また学外活動に応じた装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを準備・点検し、不備があれば修理あるいは更新し、不足があれば充足しておく。
- ⑩ 対象地での学外活動に際して、実施前に必要な許可の取得義務の有無について確認し、必要に応じて事前に準備して入手しておく。対象地には手紙や電話、メールなどの記録が残る交信手段で学外活動者の目的や人数を相手側へ事前に知らせ、必要な場合にはその承認を得る。
- ⑪ 計画には常に不確定要因があるため、気象や地勢等のために計画通りに進まず中止することもある。対象地の訪問相手がある場合は、計画段階で、そのような判断があり得ることを伝えておく。
- ⑫ 計画通りに進まない場合の代替案を事前に検討し、安全の確保と調査目的達成の両立ができる方法を検討しておく。
- ⑬ オリエンテーションでは、学外活動における安全対策教育を行う。この時点で同行する教職員などが同席することが望ましい。過去のヒヤリハットの事例を伝え、注意を促すとともに、事故事件が発生した場合の報告や対応について指導する。学外活動の日時、場所、同行者の氏名、連絡先（教員、部局学生担当係長、緊急連絡先など）を周知し、学生に共有させる。また本人と保護者の連絡先に変更があった場合必ず把握し、変更届を部局学生担当係に提出させる。学外活動の当日になり延期・変更・中止することもあり得るため、緊急時の連絡網を作成することが推奨される。学生同士で行動する場合、事件事故が発生した場合に備え、複数人数で活動することが望ましいことを伝える。学外活動の前に服装や装備や薬品などを準備するよう確認しておく。対象地で取得した情報に関しても、個人のプライバシーに係る情報が含まれ、時には犯罪目的に利用される

こともあり得るため、情報公開については対象地の方々の承認のみならず、教員や関係者との慎重な協議と判断を要することを確認する。

- ⑯ 諸状況により学外活動に無理があると判断した場合、学外活動の延期・変更・中止を検討し、延期・変更・中止を決定した場合にはそのことを当該学外活動の関係者に周知する。

以上が学外活動実施前の一般的な諸注意である。

3.2 活動実施前の安全対策

3.2.1 実施前の届け出

- ① 「教育における学外活動」の場合、代表担当教員（以下、科目責任者）は、計画書（様式1）に基づいて実施届（様式2）を作成し、部局ごとに定めた実施前のできるだけ早い時期に管理責任者に提出し、教員・学生・大学が安全な授業運営ができるよう、管理責任者は当該部局で定めた委員会等で審議する。
- ② 実施届（様式2）における参加者名簿の表面を作成し、裏面の参加者および保護者の連絡先（携帯電話番号など）を記入し科目責任者と部局学生担当係で共有する。なお、参加者及び保護者の連絡先（携帯電話番号など）を部局学生担当係において学務情報システムから出力した一覧を利用する際には、連絡先等が入学時と変更になっている場合があるので、必ず参加者本人に確認すること。また、当該学外活動の参加者以外は二重線で消すこと。
- ③ 参加者に留学生がいる場合、当該留学生と相談の上、緊急時における保護者との連絡方法を確立しておく。
- ④ 交通手段に大学の公用車（運転手付きバスや部局所属の自動車）を使用する場合、これとは別に日程や宿泊先などを部局学生担当係に提出する必要がある。
- ⑤ 管理責任者から内容の不備の指摘があった場合、科目責任者はその内容の改善を行い、改善が行えない場合計画の延期・変更・中止も検討する。
- ⑥ 教員が帯同しない「学生チーム学外研究活動」の場合、科目責任者との連絡をとる学生を主・副で決め、チーム毎に「学生チーム学外研究活動事前届（以下、TPL事前届（様式3））」を科目責任者および管理責任者に提出させ、内容の不備の指摘があった場合、学生チームはその内容の改善を行い、改善が行えない場合計画の延期・変更・中止も検討する。計画が承認された場合、科目責任者はその複写を部局学生担当係と共有する。
- ⑦ 卒業論文、修士論文、博士論文などでの「学生主体の学外研究活動」の場合、部局学生担当係から活動届（様式4）の不備の指摘があった場合、学生はその内容の改善を行い、改善が行えない場合計画の延期・変更・中止も検討する。部局学生担当係が内容を承認した場合、部局学生担当係はその複写を科目責任者と共有する。
- ⑧ 参加者は、学生教育災害傷害保険（以下「学研災」）や「学研災付帯賠償責任保険」（以下、付帯賠災）、またはこれに準ずる保険に加入することを原則とする。学研災の加入状況は部局学生担当係が把握しているので、実施届（様式2）やTPL事前届（様式3）や活動届（様式4）提出に伴い、部局学生担当係を通じて学研災の加入状況を確認する。科目責任者は、科目の特性に応じ保険加入を履修の条件とするなどして取り扱う。

- ⑨ 参加者に障害などの配慮を有する学生がいる場合、学外活動において配慮すべきことを検討し、その対応に関して準備しておく。
- ⑩ 学外活動実施中の緊急連絡網（参加者間、現地－大学など）を確認する。引率教員の有無にかかわらず、担当教員および部局学生担当係の緊急連絡先を、見学に参加する全員が把握しておく。引率教員がいない場合は特に、学生代表・副代表を決めておく。
- ⑪ 科目責任者は参加者の人数に応じて十分な人数の同行引率者（指導教員・技術職員・TAなど）を配置し、自身の負担を減らし、参加者全員の安全管理に配慮できる余裕を作る。
- ⑫ 引率者の間で活動内容に関して十分な打ち合わせを行い、安全管理の共通理解を深め、各自の役割分担を明確にしておく。なお、引率者が被災することもあるので、次善の役割分担も立案しておく。
- ⑬ 引率者は、学外活動に応じた装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを揃え、再点検し、不備があれば修理あるいは更新し、不足があれば充足しておく。
- ⑭ 緊急時に、救急車の手配が困難な場合を考え、救急処置を習得するとともに、応急処置に必要な最低限のファーストエイドキットを準備する。
- ⑮ 学外活動実施前には、挨拶・自己紹介・アイスブレイクなどを通じて参加者相互にコミュニケーションがとれる関係づくりを行う。引率者が参加者の氏名を覚えるだけでなく、参加者が相互に氏名で呼び合える関係を構築しておく。

領域によって準備や対策がかなり方向が異なってくるため、以下では学外活動実施の領域を便宜的に「対人研究」の領域と「対人援助」の領域に分けて説明する。

（1）対人研究の領域

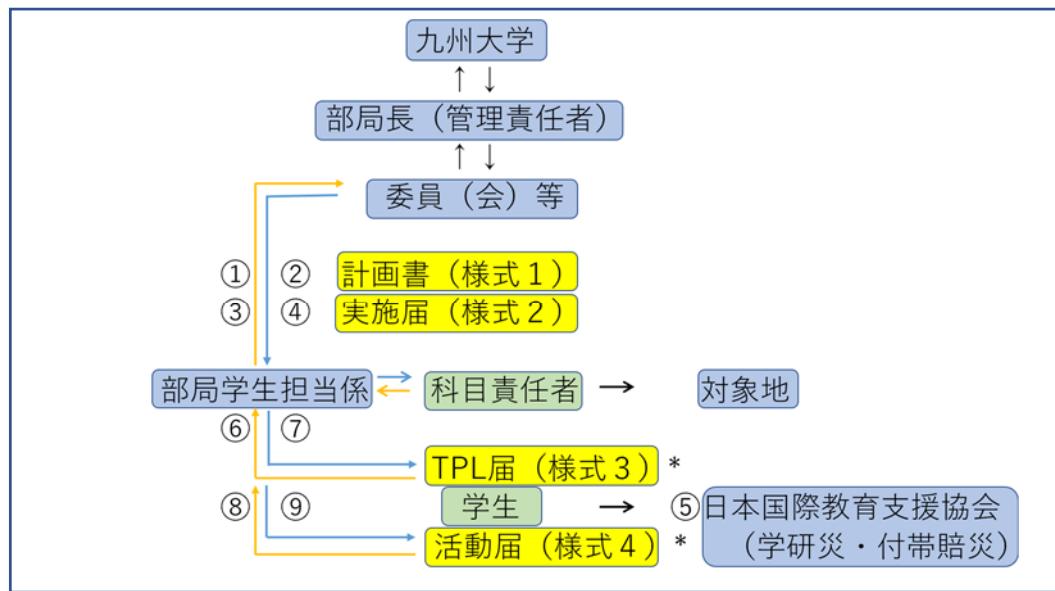
対人研究の領域とは、対象地の人間・社会の在り方の研究が主な目的となる学外活動の領域である。具体的には美学、社会学、人類学、民俗学、地理学などが含まれるが、経済学、教育学、農学、建築学などの場合一部がこれに関わる。

主な目的がその存在の認識的把握にあるとはいえ、長期的な研究では現地に2年前後滞在することもあり得、また長期滞在をすれば多様な人間環境に接することになる。

（2）対人援助の領域

対人援助の領域とは、対象地の人間・社会の援助-被援助関係において援助者の技法を身につけることが主な目的となる学外活動である。具体的には芸術工学、医学、歯学、経済学や教育学などの一部がこれに関わる。

主な目的が援助技法の身体的把握であり、役割分担ははっきりしているが、学外活動の従事者が被害者になり得るのみならず、被援助者側に被害を負わせることがあり得る。



パターン1 学外活動：計画書（様式1）+実施届（様式2）

パターン2 TPL活動：計画書（様式1）+TPL届（様式3）*

パターン3 学生活動：活動届（様式4）*

図 3.1 様式提出の流れ（⑥, ⑧は必要に応じて提出）

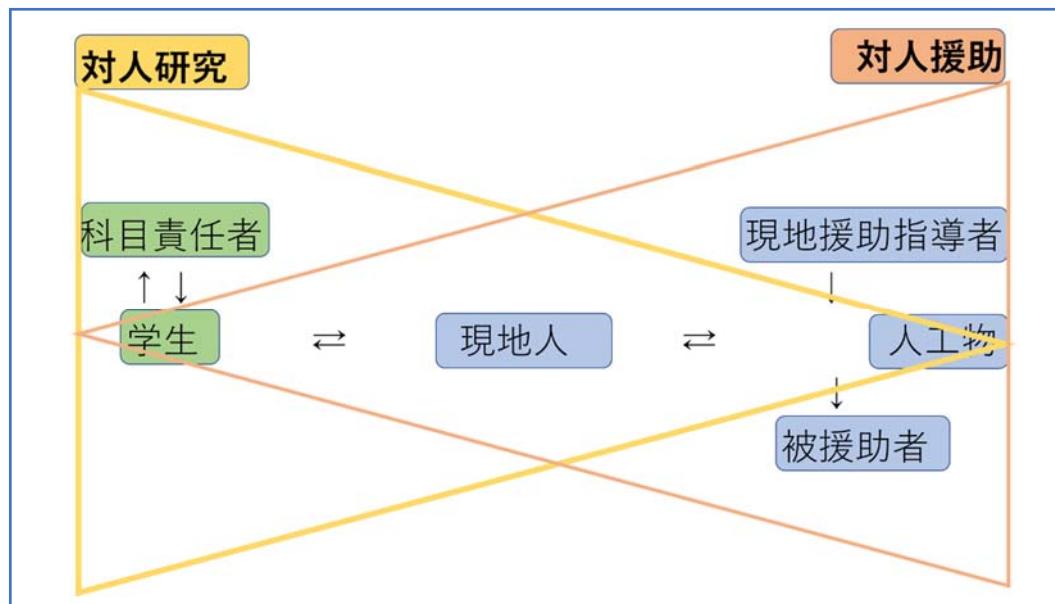


図 3.2 対人研究と対人援助

3.2.2 服装

- ① 「対人研究」の場合、服装は基本的に、現地の生活に溶け込むものが望ましい。ただし、自らが所属する社会とは異なった現場に出かけるため、防寒、日よけや雨よけ対策を取り、夏場では飲料水を携帯、冬場では暖房装備を携帯することで、熱中症や低体温症などのリスクを軽減することが必要になる。
- ・美学や美術史などの場合、展示を見る側であれば社会人に接することから、相手に不快な印象を与えないような服装が求められ、携行品（背負ったディパックなど）で展示品を損壊しないよう十分に注意を払う。
 - ・建築や文化遺産などの場合、基本的には当日の気候で服装を選択するが、対外的に可視化するように腕章などを利用することがある。また、工場現場、災害現場などを出入りする場合には、ヘルメットやマスクなどの着用を検討する。特に工場などでは機械などに巻き込まれやすい服装や装飾品は控える。
- ② 「対人援助」の場合、現場により適切な服装が異なる。詳細はそれぞれの部局と科目のガイドラインを参照することとする。
- ・里山や圃場などの場合、基本的には作業に適した服装になる。具体的には長ズボン、長そで、帽子を着用し、圃場の性質に即した靴（長靴や水足袋など）を着用する。逆にアクセサリーや香水などはケガの防止と異物混入防止、虫などの誘因防止のため極力使用しない。
 - ・教育や保健などの場合、服装や持ち物に関する詳細は学外活動先の指示に従う。例えば学外活動の現場が学校の場合には、上履き、体操服、運動靴など活動しやすいものが必要になる。
 - ・保健などの場合、学外活動先での医療保健従事者としての適切な身だしなみが異なり、化学分析を伴う場合には、白衣などを必要とする場合もある。
 - ・作品展示を行う場合、現場を離れられないことも多いことから季節に応じた服装が求められ、場合によってはビープを身につける、腕章を身につける、身分証明書を首から下げるなどして、展示の関係者であることを視覚化する必要がある。
 - ・災害現場などでは、基本的に長そで長ズボンで肌を出さず、訪問する被災者に配慮し環境に適した服装を心がける。被災直後の現場であれば、マスク、軍手など、保護装備を持参する。また、必ず組織名の入った腕章やビープなどを携帯すること。

3.2.3 一般装備の準備

- ① 筆記用具については、必要に応じて変わる。鉛筆やシャープペンシルが必要になる場合もあるし、水性・油性インクのペンが必要になる場合もある。複写をする予定などがあれば、台紙やボードを持参する必要があるが、施設の壁を下敷きにするようなことは避ける。
- ② 熱い対象地では帽子・タオル・水筒、寒い対象地では防寒具や雨具が必要になる。
- ③ 対外連絡用の携帯電話や衛星電話などは活動地域の電波状況を調べ、必要な予備バッテリーを持つことも検討し、出発前には毎回電池残量が充分であることを確認する。
- ④ 公共交通機関を利用する場合、ICカードや現金の保持を忘れないこと。

3.2.4 特殊装備の準備

- ① 「対人研究」の場合、学外活動に必要な図面・地図（ゼンリンの住宅地図や2万5千分の一の地図、Google Earth）・航空写真などの資料を事前に入手し、計画から実施に至る立案に活用する。
- ・建築や文化遺産などを研究する場合、カメラ、スケッチブック、GPS、測量、録音機などを必要に応じて準備し、身軽に負担なく扱えるものとする。
 - ・測定機器や学生の熱中症対策のためにテントや椅子などが必要となる場合もあるし、ヘルメット着用や防塵マスク着用の準備が必要な場合もある。
 - ・特に、特殊装置を学外で用いる場合には、その破損や盗難に注意するとともに、計測器の落下や倒壊で周辺に危害が及ぼぬよう、設置方法や設置場所を入念に検討準備する必要がある。
 - ・畜舎を訪問する場合には家畜感染症に留意しなければならないため、感染地域に出かけた場合、畜舎では現地指導員の指示に従って防疫対策を行う。
- ② 「対人援助」の場合、学外活動を実施する現場により適切な服装が異なる。詳細はそれぞれの部局と科目のガイドラインを参照する。
- ・里山や圃場などでは、小農具（鍬、鎌、剪定鋏など）の手入れを充分に行い、圃場に持ち込む数を事前把握しておくことで、置忘れがないようにそなえる。
 - ・歯学などの実習で持参する装備が必要な場合には診療衣・履物を準備し、診療用に必要なゴーグルや防御シールド、その他学外実習受け入れ先から指定された品物を準備する。
 - ・展示用の装置の安全性を確認する必要がある。ボードの倒壊や電気製品の発火、また展示会の人々の通行や交通に支障がないかどうかを確認する。

3.2.5 体調管理

- ① 学外活動に参加する学生の健康状態はある程度事前に把握し、学生の体力や経験を踏まえて計画の実施を行う。
- ② 持病のある学生については、予め参加の可否について相談を受け付ける。
- ③ 参加可能になったのちも、配慮が必要な健康状態がある場合、担当教員に事前相談をし、情報を伝えておく範囲などを確認しておく。
- ④ 学外活動前には充分な睡眠をとり、体調管理に留意させる必要がある。
- ⑤ また自らの身体的特徴と現地の特性を考え、必要な装備を持参させることもある（眼鏡や酔い止め剤など）。
- ⑥ 特に教員が異性である場合、学生が体調の相談をしにくかったりすることで、教員が配慮できにくい構造も生じやすいので注意する。

3.2.6 救急準備

- ① 軽い身体的不調に備え、最低限の常備薬は持参する。
- ② 軽い擦傷などに備え、各自でファーストエイドの備品は持参する。

- ③ 現地への移動における交通事故や、現地での突発的な事故に遭遇するなどの危険性が常につきまとうので、参加者には健康保険証または写しを携帯させる。
- ④ アレルギーなどの緊急時に対処が必要な項目に関しては、その内容を書いたカードを持しておく。

3.3 活動開始時の安全対策

学外活動の開始時には、以下の点に留意する。

3.3.1 延期・変更・中止・遅刻・欠席などの連絡

- ① いずれの学外活動においても、集合場所と集合時間を守ることは安全確保にとって重要であるから時間には余裕をもって行動すること。
- ② 急激な天候変化、人的・物的な変化、交通機関の麻痺や現地の受入状況の変更などが生じ、計画通りに進められないと判断した際には、学外活動を延期・変更（予め備えていた代替案）・中止の判断をし、参加者に連絡する。
- ③ 学外活動を無断で遅刻したり欠席したりしないこと。予定の時間に所定の場所に集合できない状況が生じた場合には、事前に科目責任者、実習受け入れ先にその旨を連絡すること。

3.3.2 教員－学生間連絡

- ① 科目責任者などが引率する場合、環境や学生の行動に目配りができるよう、必要な引率者数を確保する。
- ② 引率者が複数いる場合、先頭と最後部に位置し、参加者の移動のペース・メーカーとなるよう行動する。
- ③ 学外実習期間中にヒヤリハットや体調不良や怪我などが生じた場合、ヒヤリハット情報を報告し、教員・学生間で情報を共有する。
- ④ どのような学外活動であれ、その科目で計画された安全性を優先させることが必要である。それゆえ、現地の対象地から許可された区画外に勝手に入ったり、時間外に出入りしたり、不要な装備を持ち込まないように注意する。
- ⑤ 当初計画されていた学外活動以外の活動に関わらざるを得なくなった場合、事前に科目責任者に連絡する。

3.3.3 現地での安全確認

- ① 現場到着時にも、改めてその時間が学外活動であることを注意し、計画や実施内容、目的や方法を確認する。
- ② 対象地での台風や豪雨などの天候悪化や、それに伴う交通網の寸断や渋滞など計画が狂うこととはよくあるため、無理して調査を続行しないこと。
- ③ 現地の道路における調査の際にも一般の交通も止むことはないので安全に充分配慮するよう注意する。
- ④ 建物内の避難経路を確認し、建築物などに破損や倒壊の危険性があると判断した場合、直

ちに調査を中止し、安全な場所に避難する。

- ⑤ 対象地で機械が稼働している場合などは事故が起きやすいので、機械に手を触れたりしないように注意する。
- ⑥ 対象地に動物がいるような場合、手を触れようとして動物を無暗に刺激しないように注意する。
- ⑦ 参加者の健康状態を確認し、健康な状態で学外活動に参加できそうにない場合、学外活動に参加させない。
- ⑧ 対象地に不慣れな段階では、危険かどうか不明な場所に接近せず、現地の受け入れ先の人びとに聞いて、危険な場所を把握する。
- ⑨ 施設や建物、他人の家屋などに立ち入る場合、基本的な安全を確認する。
- ⑩ 参加者の生理的欲求を配慮する。トイレの位置や利用できる時間を確認する。
- ⑪ 活動に応じて、準備運動を実施する。
- ⑫ 団地などの施設内に入る場合やエレベーターに乗る前には、周囲に不審な人物がいないかどうかを確認する。不審な人物と二人きりになってしまったような場合、背中を向けず、すぐに非常ベルが押せる位置に立ち、最寄りの階で降りるようにする。

3.4 活動実施中の安全対策

3.4.1 体調の管理

- ① 長時間にわたる学外活動では、学生自身の健康状態が悪化し、事故などが発生するリスクも高くなるので注意する。
- ② 引率教員が中心となって定期的に休息をとり、健康状態の確認を行い、体調不良や疲れが見られた場合には、学外活動から離れて休息をとることを徹底する。
- ③ 炎天下に長時間滞在することは避け、水分をこまめにとって熱中症などに充分に注意する。
- ④ 寒冷対策のために上着や暖房具を準備しておく。
- ⑤ 体調不良などにより、学外活動から離れる場合には、可能な限り科目責任者や同行学生たちに連絡しておく。

3.4.2 科目責任者－学生関係

- ① 対象地でも援助指導者、受け入れ先のスタッフや科目責任者（以下、科目責任者と略）とのコミュニケーションを充分にとり、学外活動受け入れ対象地のルールに従って行動する。
- ② 学生が科目責任者から離れて行動する予定がある場合、交通手段をよく確認し、不明な場合には科目責任者に相談すること。
 - ・博物館・美術館のような建物内では、それぞれの館が定めるルールに従って行動・干渉を行う（展示品の写真撮影やストロボ発行の可不可は入館時に確認するが、基本的には展示品を損傷させないこと、他の鑑賞者の迷惑にならないような行動を控えることである）。
 - ・歴史的建造物などの場合には、学外活動が進むに従い、事前に想定していなかった状

況が発生する場合がある。学外活動中も現場の所有者・管理者と入念なコミュニケーションをとり、事前に承認を得た範囲内で学外活動を実施する。

- ・圃場などの場合、現地の管理者の指示に従い、むやみに機械に手を触れたり、立ち入り禁止区域に入らない。
- ③活動中、判断に迷う場合には、科目責任者に相談したうえで活動すること。

3.4.3 学生－対象地関係

- ① 学生は、対象地には受け入れてもらっていることを常に意識して、大声で騒いだり、騒音を出したりしないよう配慮する。
- ② 宿泊があり学生自身による調理や試食がある場合、事前の計画に従って、食品衛生の確保を徹底する。感染症や流感（熱、下痢、嘔吐など）がある者や怪我をしている者など、体調不良者は食品を取り扱わないようにする。
- ③ 対象地では危機回避を心掛け、途中で学外活動に關係のない場所に立ち入らないようにして防犯にも努める。
- ⑤ 対象地で記録を取る場合には、他の人びとの配慮を心掛け、物を損壊するなどの迷惑をかけないようにする。
- ⑤ 被害の大小に関わらず、対象地の方に迷惑をかけた場合（転倒させたり、物を壊したり）にはまず真摯に謝罪する。

3.4.4 対人リスク

- ① 「対人研究」の領域では、相手の生活空間に入り込むのが原則であるが、それゆえにこそ相手の素性をもわからないのにいきなり2人きりで通信手段も確保できない場所へ出かけるのはリスクが高い。現地の方が悪気なく案内してくれる場合であっても、それゆえにこそ予想外の人や事態に出会う事もあり、詐欺や犯罪、誘拐などの意図をもつ人物が紛れ込んでいることもあるので注意する。
- ② 「対人援助」の領域では、被援助者のいる現地では特に事故防止に注意を払うこと。学外活動での人間関係は良好である必要はあるが、あくまで学外調査の授業内でのつきあいであることを自覚し、学外活動中やその後において、学外活動先の人物からの要求であっても個人的なつきあいをすることがないようにする。判断に迷った場合には現地指導者や科目責任者に尋ねる。
 - ・学校等においては、授業時間・休み時間・課外活動などでは子供に直接係る場面が多く、加害・被害の両面において事故防止への細心の注意を払う。
 - ・保健学などで地域に入る場合、単身者への家庭訪問は原則的に1人では行わない。玄関の中に入らないように注意する。また不用意に他人に携帯電話の番号やメールアドレスを教えないように注意する。
 - ・医療現場では、適切な医療安全・感染防御対策を実施する。

3.4.5 対社会リスク

- ① 「対人研究」の領域で、ある種の宗教や政治・社会運動などの場面に立ち入る際には、

相手から深い関与を求められることがある。それゆえ、自らが主体的に選択し、回避できる余地を残しておくことは、自身が現地で安全に学外活動を遂行するために大事である。迷った場合には、科目責任者に尋ねる。

- ② 「対人援助」の領域では、活動で知り得た学外活動の関係者の個人的情報については秘密を厳守する。また自己の情報（住所、連絡先など）を学外活動の現地の他の人物にも教えたりしないようにする。

3.4.6 関係の管理

- ① 学外活動の対象地の人々にとって、教員・学生を相手にするのは本来の業務ではないため、対応においては常に謝意をもって活動を行うこと。
- ② 受け入れ先においては現地の規則などを尊重し、物品を預かる際には学外活動で使用する際の規則について確認し、何らかのメディアに記録する際には相手方の意志を確認して合意を得て行うこと。
- ③ 万が一紛失した場合を考え、記録段階において個人が特定できないように記載することが有効なこともある。
- ④ 対象地で直接相手と金銭の授受は行わないこと。必要な場合には費用弁済の手続きを行うこともあるが、まずは事前に科目責任者に連絡を入れる。

3.4.7 外部への連絡

以上のように計画を練り、準備をし、現地についてから周到に確認しながら学外活動を進めていても、想定外の事態に直面して学外活動の中止を迫られる場合もある。その際には下記の点に注意する。

- ① 体調管理をしていても自分以外の参加者の体調が崩れることもあるため、各自で自らの身体的特徴に応じた常備薬を持参する。また指導者もファイーストエイドキットのような救急物品を携帯する。
- ② そうした対応では不十分な場合、科目責任者に報告し、早めに医療機関で受診する。
- ③ 大規模な環境の変化（急激な天候の変化、地震、津波、テロリズムなど）や、移動中に台風接近に遭遇したり、増水中の河川の傍を通ったり、霧や霞のなかを移動したりすることがあり得る。
- ④ 受け入れ先の状況の変化、さらに参加者が事故に遭遇したり、物が破損したりした場合には、一時活動を中断し、学外活動の中止も視野に入れた活動の見直しを再検討する。
- ⑤ 対象地で学生のみで現地にいる場合、学外活動中断の指示を科目責任者および現地指導者に判断を仰ぎ、安全な経路で避難し、帰路に就くこと。
- ⑥ 携帯電話は想定外の事態に遭遇した際の命綱になる。それゆえ、電波圏とバッテリーには注意しておく。
- ⑦ 学外活動中は、移動中のトラブルや受け入れ先のトラブル、学生のトラブルが生じた場合、できるだけ早く科目責任者に連絡する。
- ⑧ 海外では携帯電話などの連絡手段が確保できない場所に立ち入ることもあるが、そうした場合には必ず、定期的に外部（科目担当教員）と連絡することが命綱となる。

3.5 活動実施後の安全対策

対象地での学外活動実施後、代表担当教員（以下、科目責任者）は以下の事項を実施する。

3.5.1 帰着途上

- ① 帰路も公共交通機関を利用するように努め、危険を回避し犯罪を防止するためにも途中で学外活動に関係のない場所に立ち寄らない。
- ② 予定の時間に所定の場所に帰着できない場合、すみやかに科目責任者および受け入れ先に連絡する。

3.5.2 帰着報告

- ① 学外活動から大学に戻ってきた場合、科目責任者は、必要に応じて、学外活動終了後、速やかに部局学生担当係に帰着を報告する。
- ④ 特にTPL事前届（様式3）、活動届（様式4）のような教員が同行しない学外活動の場合、戻ってきたら必ず科目責任者に連絡をいれること。
- ③ 科目責任者は、学外活動実施後、参加者へのアンケートなどにおいて、学外活動中に不安に思ったこと、安全確保・事故防止において改善すべきことなどを問う。

3.5.3 改善点の共有

- ① 科目責任者は同行引率者と共に反省会を開き、アンケート結果なども踏まえ、反省点・改善案、事故があればその内容と対応を記録に残すとともに、次回の活動の安全対策に活かす。
- ⑤ 学外活動の安全対策に資する情報がある場合、ヒヤリハット情報（様式4）を部局学生担当係に提供する。

3.5.4 事後管理

- ① 持参した装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを点検し、故障しているものがあれば修理あるいは更新し、不足があれば充足し、次回の学外活動に備え適切に管理する。
- ⑥ 訪問地によっては感染症に留意しなければならないため、感染地域に出かけていた場合、一定期間他地域に立ち入らないなどの注意を払う。
- ③ 「対人研究」の領域においては、学外活動に協力していただいた事への謝意などを手紙やメールなどで行う。
- ⑦ 学外活動で提供された情報を公表する場合には、定められた規則を遵守して使用し、学外活動における関係者の承認を得て、適切な形で公開する。

3.6 海外での学外活動について

学外活動において、外国を調査地とする場合、国内での活動以上の安全対策が必要となる。これまで示した安全対策に加え、以下の点に留意する必要がある。

学生の留学等、海外渡航における安全管理体制については、「九大セブンステップス～学生の海外渡航に係る全学的危機管理体制整備のガイドライン～」を参照すること。

3.6.1 活動実施前の安全対策

- ① 海外旅行保険に必ず加入しておく。海外で入院・手術が必要となった場合には、医療費が非常に高額になるケースが多い。医療施設・水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となる場合がある。補償内容は必ず確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、また、家族にも補償内容を伝える。
- ② 外務省の海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録して、渡航する国の最新の情報（安全情報や危険レベル）入手するとともに、緊急時に大使館からの連絡を受けられるようにしておく。
- ③ パスポートやビザ（査証）の取得準備をおこなう。パスポートは渡航前に必ず有効期間と査証欄の余白の確認をおこなう。不足している場合には、必ず渡航前に更新申請をおこなう。ビザは、国によっては取得に時間がかかる場合もあるので、申請に必要な書類を揃える時間も考慮しておく必要がある。また、渡航期間が長期間となる場合は、渡航先の国で外国人登録をする必要があるため、申請に必要な書類を渡航前に用意しておく。
- ④ 渡航先に応じて、各種の予防接種を受けておく。黄熱病など、渡航先によっては、入国時にワクチン予防接種済み証明書の提示が求められることがある。厚生労働省検疫所（FORTH）のホームページを参考すること。
- ⑤ 現地で信頼のおける医療機関の所在地・連絡先を事前に調べておく。

3.6.2 活動実施中の安全対策

- ① パスポート、航空券、現金（日本円、米ドルなど）、クレジットカード、海外旅行保険証券、旅程表、研修資料、顔写真、パソコン、常備薬などの貴重品は手荷物として機内に持ち込む。
- ② 空港内、空港周辺でのスリや強盗に注意する
- ③ 預け荷物などにタグなど自分の名前が分かるものを付けたままでいると、名前を読み取られて、詐欺に利用される危険があるため、荷物受取後は速やかに外す。
- ④ パスポートのコピー、緊急連絡先（現地日本大使館、大学、指導教員、クレジットカード会社など）を記したメモは常に携帯しておく。
- ⑤ 現地の人から危険な地域に関する情報を入手し、そうした地域には安易に近寄らない。
- ⑥ 現地の法律を守り、歴史や宗教、文化、風習を理解し尊重する。
 - ・ 薬物使用・所持：理由の如何に関わらず、死刑や無期懲役などの厳罰が科せられる国や地域がある。
 - ・ 飲酒：公共の場での飲酒が禁じられたり、飲酒年齢制限も日本と異なることがある。
 - ・ 写真・ビデオ撮影：許可のない撮影がスパイ行為や違法行為となる場合がある。

- ・禁制品：国により規制が異なるため、アルコールや肉製品、植物、土壌などの持込には注意を要する。
 - ・歴史：対象地独自の歴史観があり歴史的問題が存在することがある。
 - ・宗教：多くの宗教には、飲食や行為などに忌避事項がある。
 - ・在留資格：留学ビザによるアルバイト等が厳しく制限されることがある。
 - ・政治：政治的に不安定な地域では、不用意な言動や服装などに留意する。安易に公の場で特定の政党などについてコメントすることや、政党カラーの色の服を着て外出することは控える。
- ⑦ 露出度の高い服装は避ける。派手な装飾品を身につけない。T シャツなどに英語などで書かれているプリント文字の意味を調べ、現地で反感を買うような内容でないか確認する。
- ⑧ 見知らぬ人を安易に信用しない。日本語で話しかけてくる人や、無理に親切や勧誘をしてくる人を警戒する。以下に事例を示す。そのほか、渡航地域で横行している犯罪についても調べておく。
- ・偽装警官：捜査を偽って、金銭やクレジットカードを要求してくる。
 - ・ぼったくりバー：会計の際に法外な金額を請求してくる。
 - ・いかさま賭博：仲間とグルになり、初めは勝負に勝つように仕組み、最後に大きなレートでの勝負を持ち掛け、大負けさせる。
 - ・両替詐欺：好レートでの両替を持ち掛けられるが、よそ見をしているうちに、新聞紙を挟んだ紙幣と交換される。
 - ・睡眠薬強盗：飲食店や屋台、バス車内で仲良くなつた現地の人に、睡眠薬を混入した飲食物（ジュースや飴など）を飲まされ、昏睡状態の間に金品が奪われる。
- ⑨ 現地の人と知り合いや友人になったとしても、相手を厳選し、安易に自分の個人情報を教えないように注意する。
- ⑩ 多額の現金は持ち歩かない。ATM でキャッシングする場合、周囲に注意する。クレジットカードはスキミングされないように、目の届くところで決済させる。
- ⑪ 家族には定期的に連絡をする。学生が海外へ渡航している間、本人以上に日本で待つ家族が不安を感じたり、身の安全を心配しているケースが少なくない。海外での生活では、たとえ学生本人が身の危険や不安を感じたりしなくとも、現地到着時や帰国時以外にも定期的に日本で待つ家族へ連絡するよう心がける。
- ⑫ 滞在が 3 ヶ月以上になる場合、外務省のウェブサイトで「オンライン在留届」を提出する。在留届を在外公館に届けることにより、万が一、事件、事故、災害などに巻き込まれた際、日本大使館・領事館の援護（安否確認や緊急国外退避など）の対象として認識される。

参考 URL

- ・九大セブンステップス～学生の海外渡航に係る全学的危機管理体制整備のガイドライン～
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/international/abroad/travel/>
- ・九州大学海外渡航危機管理ハンドブック
http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/cmn/data/pdf/guidebook_cm.pdf
- ・外務省ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html

- ・外務省たびレジ登録

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

- ・外務省海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

- ・厚生労働省検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

3.7 学外活動安全対策チェックリスト

時系列	確認領域	確認項目
3.1 全般的安全対策	3.1.1 計画立案時	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 1 の実施前学期の学期末までの提出 ・対象地、施設、交通、書類、交信手段、ファーストエイドの確認 ・対象地からの承認 ・代替案 ・オリエンテーション ・中止連絡網
3.2 活動実施前	3.2.1 実施前の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 2 ／ 様式 3 ／ 様式 4 の提出 ・様式 2 の部局学生担当係との共有 ・国際学生・障害・アナフィラキシー・自己注射器などの配慮 ・交通手段書類提出 ・2種類の保健 ・教員・部局学生担当係・学生連絡網 ・対内コミュニケーション
	3.2.2 服装	<ul style="list-style-type: none"> ・対人研究／対人援助服装
	3.2.3 一般装備	<ul style="list-style-type: none"> ・対人研究／対人援助装備
	3.2.4 特殊装備	<ul style="list-style-type: none"> ・対人研究／対人援助特殊装置
	3.2.5 体調管理	<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理
	3.2.6 救急準備	<ul style="list-style-type: none"> ・薬・病院・保険証・カード
3.3 活動開始時	3.3.1 遅延・変更・中止	<ul style="list-style-type: none"> ・計画変更連絡網
	3.3.2 教員・学生間連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・教員-学生連絡手段
	3.3.3 現地での安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・人工・対人環境確認
3.4 活動実施中	3.4.1 体調の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・体調確認
	3.4.2 責任者・学生関係	<ul style="list-style-type: none"> ・科目責任者-学生間連絡
	3.4.3 学生・対象地関係	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地優先原則
	3.4.4 対人リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・対人研究／対人援助リスク
	3.4.5 対社会リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・対人研究／対人援助リスク
	3.4.6 関係の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地-学生関係管理
	3.4.7 外部への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡手段
3.5 活動実施後	3.5.1 帰着途上	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全
	3.5.2 改善点の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・帰着連絡
	3.5.3 事後管理	<ul style="list-style-type: none"> ・フィードバック共有（様式 5 の提出）
	3.5.4 事後管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事後情報管理
3.6 海外	3.6.1 活動実施前	<ul style="list-style-type: none"> ・セブンステップ（パスポート、ビザ、検疫、たびレジなど）
	3.6.2 活動実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段、帰着報告

第4章 事故・事件が発生したら

4.1 事故・事件発生時の現地での参加者の対応

4.1.1 事故・事件状況の把握と対処

事故・災害などで人身事故や事件が発生した場合、慌てずに落ち着いて、安全に、迅速に、単純に対処する。事故・事件が発生したら、以下の手順で対処する。

- ① 事故・事件状況の把握
- ② 参加者の安全確保・安否確認
- ③ 救護者の安全確保
- ④ 被災者への接近
- ⑤ 救護者・被災者の安全確保
- ⑥ 被災者の傷病状況確認
- ⑦ 119番通報あるいは医療機関への被災者の搬送
- ⑧ 救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

事故事件・災害に対しては決して一人で対処せず、

- 全体を統括して指示を出すリーダー
- 被災者の救急蘇生にあたる者
- 事故や災害の被害拡大防止に対処する者
- 119番通報や医療機関などに連絡する者など

に手分けをして対応する。原則として科目責任者がリーダーとなるが、科目責任者自身が被災することもある。したがって、事前に定めた役割分担で対処できない場合は、予備の役割分担に切り替えるか、状況に応じて現場でリーダーおよび補助者の役割を決めて対処する。参加者以外で、周囲から救助者を集めることができる場合、周囲から応援を求める。

(1) 事故・事件状況の把握

事故・事件の状況をできるだけ素早く正確に把握する。

(2) 参加者の安全確保・安否確認

事故・事件現場の危険性・安全性を確認し、状況に応じて参加者を避難させ、参加者の安全を確保し、参加者の安否を確認する。

(3) 救護者の安全確保

被災者を直接救護するにあたっては、自分たちの能力で可能か、二次被害に巻き込まれる恐れはないかなど安全確保を第一に冷静な判断を行う。被災者の救護に当たる場合、まず自分（救護者自身）の安全を確保する。救護を行う場合、救護者自身の安全確保が第一義の命題である。

(4) 被災者への接近

救護者の安全が確保された後、被災者への接近方法について検討する。被災者への接近が安全に行えると判断されれば、被災者に接近する。被災者への接近の安全性が確保できない場合は、被災者へ接近せず、119番通報して消防署などの救命専門機関の救援を待つ。

(5) 救護者・被災者の安全確保

被災者に接近した後、必要に応じて、救護者および被災者の安全が確保できる場所に移動する（6.2「被災者の安全確保と体位」参照）。

(6) 被災者の傷病状況確認

被災者に声を掛け、意識（反応）を確認する。119番通報あるいは早急に医療機関に搬送するべき症状には、以下のようなものがある（東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策WG,2011）

- 意識がない、またはぼんやりしている（大きな声で呼びかけても返事が鈍いなど）
- 呼吸が弱い、または呼吸が荒く早い
- 激しく咳き込んでいる
- 顔面が蒼白、冷汗をかいている
- なまあくびをしている
- 出血が多い（圧迫しても止まらない）
- 四肢に麻痺（運動障害）がある
- 骨折・脱臼が疑われる
- 広い範囲のやけど（上肢全体、下肢の半分以上、体幹の1/4以上）
- 火炎による顔のやけど
- 眼の傷害

(7) 119番通報あるいは医療機関への被災者の搬送

救助、搬送が必要な際は救援を要請する。【救急 119 警察 110 海難 118】

119番通報による救助要請にあたっては、主に次のようなことを聞かれるので、正確に内容を伝える。

- 火災か救急か
- 事故か急病か
- 誰がどうしたか（事故の状況）
- 被災者の性別・年齢
- ケガなどの状況・意識の有無
- 通報者の名前・電話番号

携帯電話からは必ずしも直近の消防本部などに繋がるとは限らないため、落ち着いて現場の位置（住所または必要に応じて目標物、目印、地形など）をできるだけ正確に伝える。119番通報を終えたら、以下の手順で救急車対応する。

- 救急車を待つ。

救急車対応できる救護者がいる場合は、事故現場付近の目標物付近や目立ちやすい場所に出て、救急車を待つ。救急車対応できる救護者がいない場合は、事故現場付近の目標物付近や目立ちやすい場所に事故現場であることが分かる目印を置く（その内容は119番通報時に伝えておく）。

- 救急車が到着したら、次のことを報告する。
 - ・ 救急車が到着するまでに行った手当の内容
 - ・ 救急車が到着するまでの被災者の状態

- 救急車に同乗する。

救急車対応できる救護者がいる場合は、救護者も救急車に同乗する。

(8) 救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

被災者には、必要に応じて救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）を行う。救急蘇生は、第5章に記載の救急蘇生法に従って実施する。119番電話を通じて救急蘇生の指導がある場合、その指示に従う。

4.1.2 大学への連絡、現地での事故後の対応

科目責任者またはリーダー（以下リーダー）は、事故発生にあたって参加者の安全確保、被災者の救助を優先した後、部局学生担当係の緊急時連絡対応者（実施届（様式2）に記載）に連絡を入れるよう手配する。

連絡の際には、緊急連絡である旨を明確にした上で、事故状況

- 被災の日時・場所
- 被災者の氏名（学生か職員か）
- 事故の態様
- 被災者の容体
- 被災者の搬送先

などを伝える。併せて、

- リーダーの氏名
- 現地連絡担当者の氏名
- 現地連絡担当者の連絡先（常時連絡できる電話など）
- 現地での滞在場所

を伝え、以後は大学と相談のうえ現地での対応にあたる。

なお、リーダーは現地での記録者を定め、

- 事故発生
- 対応
- 連絡
- 医療機関における対処

などについて関連の記録（内容、時刻など）を残す。

事故発生時の現地対応

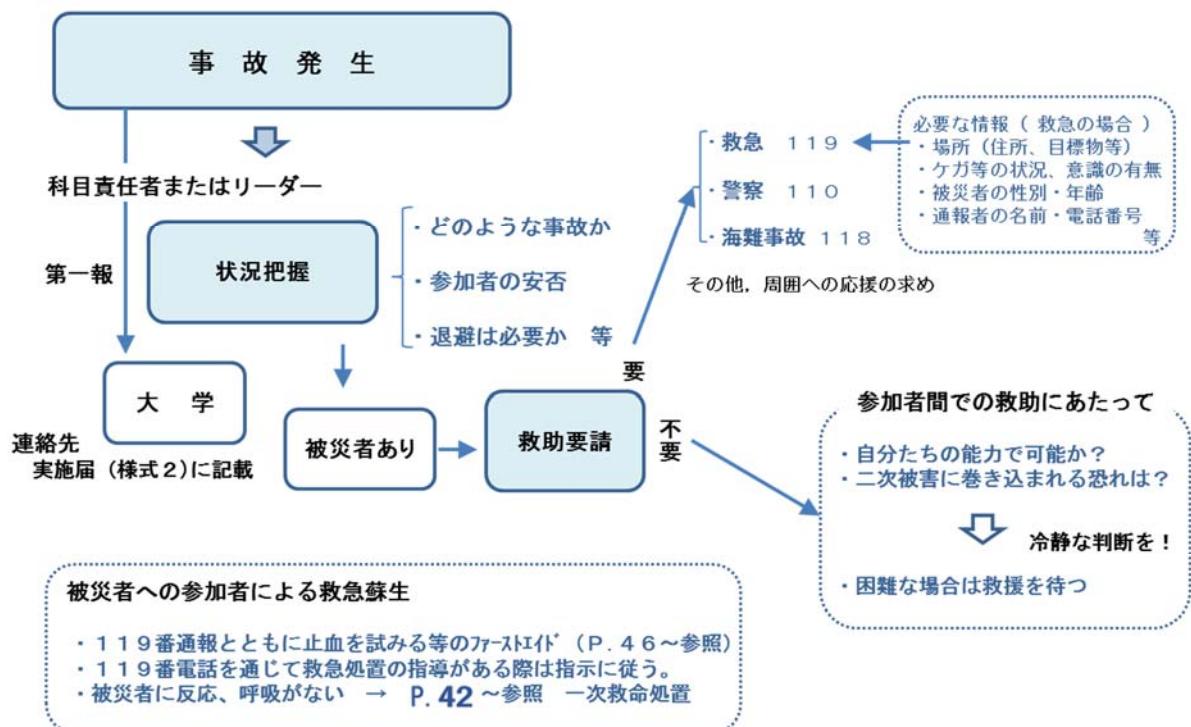


図 4.1 事故発生時の現地対応

4.2 事故・事件発生からの大学の対応

4.2.1 第一報の受信にあたって

- ① 現地より第一報を受けた部局学生担当係の緊急時連絡対応者は、次のことを確認のうえ、部局内の緊急連絡網により部局長（管理責任者）に伝達する。
 - 事故の態様
 - 被災の日時・場所
 - 被災者の名前（学生か職員か）
 - 容体、搬送先
 - 現地連絡担当者の名前、滞在先
 - 常時連絡のつく電話番号など
- ② 管理責任者は、現地等との常時連絡のつく手段を確保する。
- ③ 管理責任者は、死亡事故、遭難、被災者が重体であるなどの重大な事故にあたっては、直ちに部局内に対策班を設置し、大学本部連絡対応者（学務企画課課長補佐）および保護者に連絡する。

【連絡先】業務時間内：092(802)5917 業務時間外：別途、各部局に通知

- ④ 大学本部連絡対応者は緊急連絡網に従い、本部内の関係者を通じて教育担当理事および総長に必要な報告を行う。

4.2.2 対策班の設置

- ① 学外活動参加者の死亡、遭難、被災者が重体であるなどの重大事故に対して、管理責任者は部局内に対策班を設置するほか、事故の状況により大学本部内でも必要に応じた体制を取り、部局との協議のうえ対応にあたる。
- ② 現地の事故後の対応の妨げとならぬよう、大学・現地・保護者間の連絡は原則として対策班に一元化する。
- ③ 対策班は第一報以降も現地の情報収集に努め現地への指示を行うほか、必要な救援に関し現地や大学本部とも相談のうえ対策を講じる。
- ④ 対策班は当該事故等に係る一連の記録を残すとともに学内関係先に適宜情報提供を行う。
- ⑤ 対策班は被災者の保護者に対して、きめ細かな情報提供などに努める。また、必要に応じて参加者の保護者にも連絡を入れる。
- ⑥ メディア対応が必要な場合は、大学本部（総務課広報担当等）が行う。

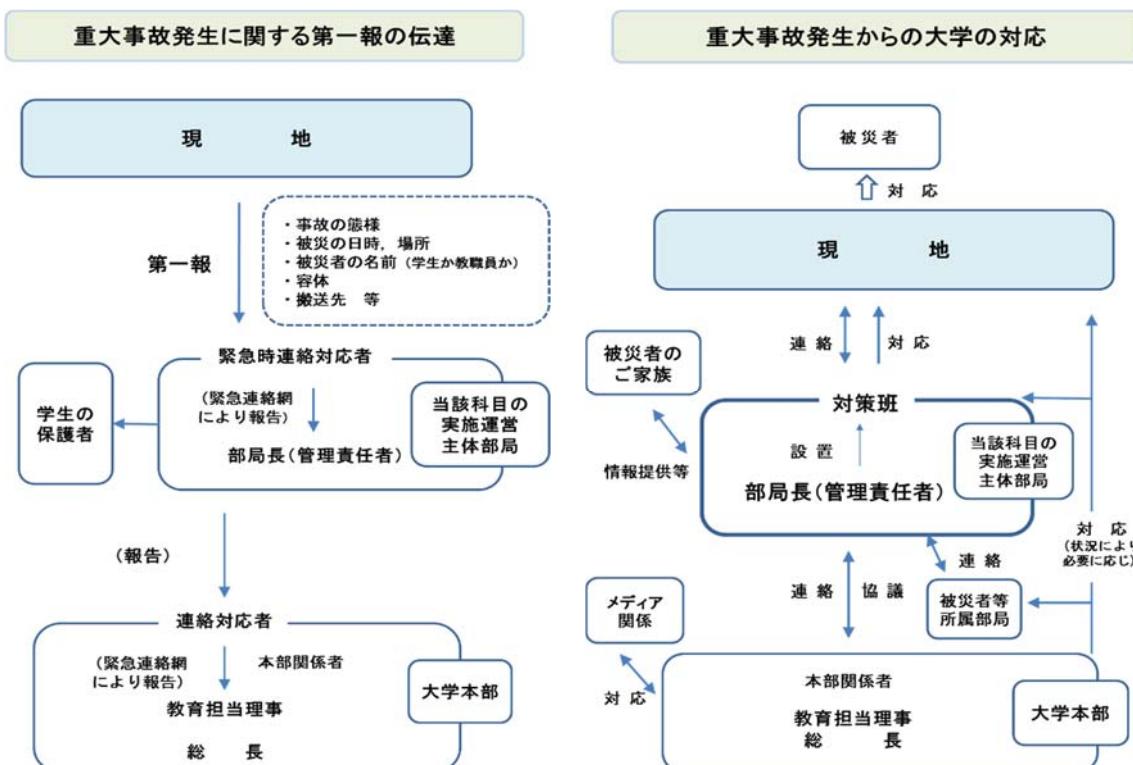


図 4.2 重大な事故事件発生時の連絡・対応

4.2.3 その他

事故およびヒヤリハットなどについては、様式5に基づいて部局当該委員会および学務部学務企画課へ提出すること。

第5章 救急蘇生

事故事件・災害などによって人身事故が発生した場合、救急蘇生を行うことによって、傷病の悪化を防ぐことが期待できる。救急蘇生には、ファーストエイドと一次救命処置がある。ファーストエイドとは、急な病気やけがをした人を助けるためにとる初の行動をいう。一次救命処置とは、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために、胸部圧迫や人工呼吸による心肺蘇生と AED（自動体外式除細動器）を用いた緊急の救命処置をいう。

5.1 救急蘇生の基本

事故・災害などで人身事故や事件が発生した場合、慌てずに落ち着いて、安全に、迅速に、単純に対処する。救急蘇生は、以下の手順で実施する。救急蘇生は特別な資格をもたない者でも比較的安全に実施できるが、そのために 119 番への通報や医療機関への搬送が遅れないようにする。

- ①事故・事件状況の把握
- ②参加者の安全確保・安否確認
- ③救護者の安全確保
- ④被災者への接近
- ⑤救護者・被災者の安全確保
- ⑥被災者の傷病状況確認
- ⑦119 番通報あるいは医療機関への被災者の搬送
- ⑧救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

5.2 被災者の安全確保と体位（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会、2015）

被災者に接近した後、必要に応じて、救護者および被災者の安全が確保できる場所に移動する。被災者が望む姿勢にして安静を保つ。心肺蘇生が必要な場合、仰向け（仰臥位）にする。この場合、頭や首（頸椎）がねじれないように頭を支えながら仰向けにする。

反応はないが普段どおりの呼吸をしている傷病者は、横向きに寝た姿勢（回復体位）にして、喉の奥の空気の通り道が狭まったり、吐物で詰まったりすることを予防する。回復体位では傷病者の下になる腕を前に伸ばし、上になる腕を曲げ、その手の甲に傷病者の顔を乗せるようにする。横向きに寝た姿勢を安定させるために、傷病者の上になる膝を約 90 度曲げ前方に出す（図 5.1）。

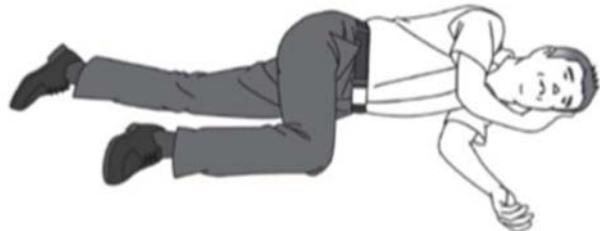


図 5.1 回復体位（厚生労働省、2015）

自動車にはねられたり、高所から落ちた場合、あるいは顔や頭に大きなけがある場合、首の骨（頸椎）を痛めている可能性がある。このような場合には傷病者の首の安静を保つ必要がある。傷病者の頭を手で両側から包み込むように支えて、首が大きく動かないようする（図 5.2）。この場合、頭を引っ張ったり曲がっている首を戻そうとしたりせず、そのままの位置で保持する。



図 5.2 首が動かないように頭を両手で支える（厚生労働省、2015）

5.3 ファーストエイド（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会、2015）

5.3.1 すり傷、切り傷への対応

土や砂などで汚れた傷口をそのままにしておくと化膿したり、傷の治りに支障をきたす場合がある。予防接種をしていない場合や接種から年月が経っている場合、後で破傷風になる心配もある。可能であれば、傷口をすみやかに水道水など清潔な流水で十分に洗う。深い傷や汚れがひどい傷では、洗浄後は傷口の清潔を保ってすみやかに医師の診察を受ける。

5.3.2 出血への対応

けがなどで出血が多い場合、命の危険があり、できるだけ早い止血が望まれる。出血部位を見つけ、そこにガーゼ、ハンカチ、タオルなどを当てて、その上から直接圧迫して止血を試みる（直接圧迫止血法）。圧迫にもかかわらず、出血がおさまらない場合、圧迫位置が出血部位から外れていったり、圧迫する力が弱いことなどが考えられる。救急隊が到着するまで出血部位をしっかりと押さえつづける。

止血のさいに救助者が傷病者の血液に触れて感染症にかかる危険はわずかであるが、念のために、可能であれば救助者はビニール手袋を着用するか、ビニール袋を手袋の代わりに使用するとよい（図 5.3）。



ビニール手袋を着用してガーゼなどで出血部を圧迫する



手袋の代わりにビニール袋を利用する

図 5.3 直接圧迫止血法（厚生労働省、2015）

なお、直接圧迫止血法で出血が止まらない場合にベルトなどで手足の根元を縛る方法もあるが、神経などをいためる危険性があるので、訓練を受けた人以外には推奨できない。

5.3.3 捻挫、打ち身（打撲）、骨折への対応

捻挫や打ち身（打撲）は、冷却パック・氷水などで冷やす。けがをした部位の冷却は内出血や腫れを軽くする。冷却パックを使用する際には、皮膚との間に薄い布などをはさんで直接当たらないようにする。

けがで手足が変形している場合は骨折が強く疑われる。変形した手足を固定することで、移動するさいの痛みを和らげたり、さらなる損傷を防ぐことができる。固定には添え木や三角巾などを使用する。変形した状態を元に戻す必要はない。

5.3.4 热中症への対応

热中症は重症化すると死に至る緊急事態である。立ちくらみ、こむらがえり、大量の汗といった症状だけなら、傷病者を涼しい場所で安静にさせ、塩分を含んだ飲み物（経口補水液、スポーツドリンクなど）を与えながら体を冷やす。頭痛や吐き気、倦怠感があるときは医療機関を受診させる。「意識がもうろうとしている」、「体温が極端に高い」などの症状がある場合、ただちに119番通報し、救急隊が到着するまで体を冷やし続ける。

体を冷やすために、氷のうや冷却パックなどを用いるときは、脇の下、太ももの付け根、首などに当てる、それよりも衣服を脱がせて体を濡らし、うちわや扇風機で風を当てるほうが効果的で安全である。

5.3.5 やけどへの対応

やけどをすぐに冷やすことにより、悪化を防ぎ、治りを早める。すみやかに水道の流水で痛みが和らぐまで10分以上冷やす。氷や氷水で冷却すると、やけどが悪化することがある。やけどの範囲が広い場合、できるだけ早く医師の診察を受ける。またこの場合、冷却しつづけると体温が極端に下がるので、過度な冷却は避ける。水疱（水ぶくれ）は傷口を保護する効果をもっている。水疱ができている場合、つぶれないようにそっと冷却し、触らないように保護す

る。

5.3.6 凍傷への対応

凍傷は、指先や皮膚の露出部が強い寒冷にさらされて傷害を受けた状態である。まず、濡れた衣服は脱がせ、乾いた毛布や衣服で覆うなどして、体温の低下を防止する。次に、患部を擦らないようにしてぬるま湯で温める。ただし、凍傷部位が再び強い寒冷にさらされる可能性がある場合や、医療機関が近くにある場合は、温めないでみやかに医師の診察を受ける。凍傷部位は締めつけない。また、足が凍傷になった場合、体重をかけないようにする。

5.3.7 溺水時の対応

溺れている人の救助は、消防隊やライフセーバーなどの救助の専門家に任せるのが原則である。溺れている人を見つけたら、ただちに 119 番（海上では 118 番）などで救助の専門家に通報する。水面に浮いて助けを求めている場合、つかまって浮くことができそうな物を投げ入れる。さらにロープがあれば投げ渡し、岸に引き寄せる。水没したら、水没した場所がわかるように目標を決めておく。救助の専門家が到着したら、その目標を伝える。浅いプールなど確実に救助者の安全が確保できる環境であれば、救助の専門家の到着を待たずに水没した人を引き上げる。水の流れがあるところや、水底が見えなかつたり、水深がわからない場合は水に入らない。水から引き上げたら、一次救命処置（P. 54）の手順に従って反応や呼吸を確認する。その際、水を吐かせるために溺れた人の腹部を圧迫する必要はない。

5.3.8 アナフィラキシーへの対応

特定の物質に対する重篤なアレルギー反応をアナフィラキシーという。アナフィラキシーでは気道（肺への空気の通り道）が狭くなってしまって息ができなくなったり、血圧がひどく下がったりして命にかかわることもある。このような症状が起きた場合、ただちに 119 番通報する。

このような場合、アドレナリンという薬の一剤も早い使用が望まれる。このため、過去にアナフィラキシーで重い症状がでた人の中には、医師から処方されたアドレナリンの自己注射器（エピペン®：図 5.4）を持っている人がいる（たとえば、ハチに刺される危険性の高い林業関係者や、食べ物にアレルギーのある人など）。傷病者自身が使用できない場合、エピペン®を使用できるように助ける。



図 5.4 エピペン®（厚生労働省、2015）

5.3.9 その他

高山病、雪眼炎（ゆきめ）、潜水病、動物が媒介する疾患などのフィールドごとに配慮を要する事項については、必要に応じ情報収集などに努める必要がある。

5.4 一次救命処置

一次救命処置とは、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AEDを使ったりする緊急の処置のことを指す。ここでは、一次救命処置のうち、心肺蘇生の方法とAEDの使用方法について順を追って説明する。

5.4.1 心肺蘇生の手順

(1) 安全を確認する

誰かが突然倒れるところを目撲したり、倒れているところを発見した場合、まず周囲の状況が安全かどうかを確認する。車の往来がある、室内に煙がたち込めているなどの状況があれば、それぞれに応じて安全を確保する。自分自身の安全を確保することは傷病者を助けることよりも優先される。暴力行為を受けたり、火事や感電事故に巻き込まれる危険がある場合、傷病者に近づかず、警察や消防の到着を待った方がよいこともある。

(2) 反応を確認する

安全が確認できたら、傷病者の反応を確認する。傷病者の肩を優しく叩きながら大声で呼びかけたときに、目を開けるなどの応答や目的のある仕草があれば、反応があると判断する。突然の心停止が起こった直後には引きつるような動き（けいれん）が起こることもあるが、この場合は呼びかけに反応しているわけではないので、「反応なし」と判断する。「反応なし」と判断した場合や、その判断に自信が持てない場合は、心停止の可能性を考えて行動する。「誰か来てください！人が倒れています！」などと大声で叫んで応援を呼ぶ。

(3) 119番通報をして

AEDを手配する。そばに誰かがいる場合は、その人に119番通報をするよう依頼する。また近くにAEDがあれば、それを持ってくるよう頼む。できれば「あなた、119番通報をお願いします」、「あなた、AEDを持ってきてください」など、具体的に依頼するのがよい。

119番通報するときは落ち着いて、できるだけ正確な場所と、呼びかけても反応がないことを伝える。もしわかれれば、傷病者のおよその年齢や、「突然倒れた」、「けいれんしている」、「体が動かない」、「顔色が悪い」など倒れたときの状況も伝える。

119番通報をすると電話を通して、あなたや応援に来てくれた人が行うべきことの指導がある。AEDが近くにある場合、その場所を教えてもらえることもある。また、電話を通して「胸骨圧迫ができますか」と尋ねられるので、自信がなければ指導を求め、落ち着いて従う。大声で叫んでも誰も来ない場合、心肺蘇生を始める前に119番通報とAEDの手配をあなた自身が行わなければならない。この場合、AEDを取りに行くために傷病者から離れてよいのか心配になるかもしれない

い。すぐ近くに AED があることがわかっているれば、あなた自身で AED を取りに行く。

(4) 呼吸を観察する

心臓が止まると普段どおりの呼吸がなくなる。傷病者の呼吸を観察するには、胸と腹部の動き（呼吸をするたびに上がったり下がったりする）を見る。胸と腹部が動いていなければ、呼吸が止まっていると判断する。呼吸が止まっているれば心停止なので、胸骨圧迫を開始する。

一方、突然の心停止直後には「死戦期呼吸」と呼ばれるしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることも少なくない。このような呼吸がみられたら心停止と考えて、胸骨圧迫を開始する。普段どおりの呼吸かどうかがわからないときも、胸骨圧迫を開始する。呼吸の観察には 10 秒以上かけないようにする。約 10 秒かけても判断に迷う場合、「普段どおりの呼吸がない」、すなわち心停止とみなす。反応はないが普段どおりの呼吸がある場合、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待つ。とくに呼吸に注意して、呼吸が認められなくなったり、呼吸が普段どおりではなくなった場合、心臓が止まったとみなして、ただちに胸骨圧迫を開始する。

(5) 胸骨圧迫を行う

呼吸の観察で心停止と判断したら、ただちに胸骨圧迫を開始する。

① 圧迫の部位

胸の左右の真ん中に「胸骨」と呼ばれる縦長の平らな骨がある。圧迫するのはこの骨の下半分である。この場所を探すには、胸の真ん中（左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中）を目安にする（図 5.5）。

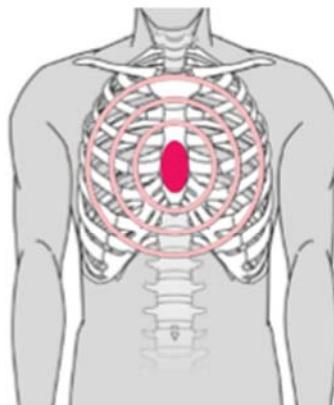


図 5.5 胸骨圧迫をする場所（厚生労働省、2015）

② 圧迫の方法

胸骨の下半分に一方の手のひらの基部（手掌基部）を当て、その手の上にもう一方の手を重ねて置く。重ねた手の指を組むとよい。圧迫は手のひら全体で行うのではなく、手のひらの基部（手掌基部）だけに力が加わるようにする。指や手のひら全体に力が加わって肋骨が圧迫されるのは好ましくない。垂直に体重が加わるよう両肘をまっすぐに伸ばし、圧迫部位（自分の手のひら）

の真上に肩がくるような姿勢をとる。

② 圧迫の深さとテンポ

傷病者の胸が約5cm沈み込むように強く、速く圧迫を繰り返す（図5.6）。圧迫の強さが足りないと十分な効果が得られないので、しっかり圧迫する。小児では胸の厚さの約1/3沈み込む程度に圧迫する。成人でも小児でも、こわごわと圧迫したのでは深さが足りず十分な効果が得られない。強く、速く圧迫しつづけるように心がける。ただし、体が小さいため両手では強すぎる場合は片手で行う。

圧迫のテンポは1分間に100～120回である。胸骨圧迫は可能な限り中断せずに、絶え間なく行う。



図5.6 胸骨圧迫の方法（厚生労働省、2015）

④ 圧迫の解除

圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めている間）は、胸が元の高さに戻るように十分に圧迫を解除することが大切である。ただし、圧迫を解除するために自分の手が傷病者の胸から離れると、圧迫位置がずれることがあるので注意が必要である。

⑤ 救助者の交代

成人の胸が約5cm沈むような力強い圧迫を繰り返すには体力を要する。疲れてくると気がつかないうちに圧迫が弱くなったり、テンポが遅くなったりするので、常に意識して強く、速く圧迫する。ほかに手伝ってくれる人がいる場合は、1～2分を目安に役割を交代する。交代による中断時間をできるだけ短くすることが大切である。とくに人工呼吸を行わず胸骨圧迫だけを行っている場合、より短い時間で疲れてくるので、頻繁な交代が必要になる。

⑥ 胸骨圧迫

30回と人工呼吸2回の組み合わせ講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。胸骨圧迫と人工呼吸の回数は30:2とし、この組み合わせを救急隊員と交代するまで繰り返す。

人工呼吸のやり方に自信がない場合や、人工呼吸を行うために傷病者の口に直接接触することにためらいがある場合、胸骨圧迫だけを続ける。

⑦ AED を使用する

AEDは、音声メッセージとランプで実施すべきことを指示するので、それに従う。AEDを使用する場合も、AEDによる心電図解析や電気ショックなど、やむをえない場合を除いて、胸骨圧迫ができるだけ絶え間なく続けることが大切である。

なお、AED使用の手順は「5.4.2AED 使用の手順」で確認すること。

⑧ 心肺蘇生を続ける

心肺蘇生は到着した救急隊員と交代するまで続けることが大切である。効果がなさそうに思えても、あきらめずに続ける。傷病者に普段どおりの呼吸が戻って呼びかけに反応したり、目的のある仕草が認められた場合は心肺蘇生をいったん中断するが、判断に迷うときは継続する。心肺蘇生を中断した場合、反応の有無や呼吸の様子を繰り返しみながら救急隊の到着を待つ。呼吸が止まったり、普段どおりでない呼吸に変化した場合、ただちに心肺蘇生を再開する。

5.4.2 AED 使用の手順

(1) AED を持参する

AEDは多くの場合、図5.7に示すように、AEDのマークが目立つように貼られた専用のボックスの中に置かれている。AEDを取り出すためにボックスを開けると、警告ブザーが鳴る。ブザーは鳴りっぱなしにしたままでよいので、すぐに傷病者のもとに持参する。



図5.7 AEDの設置状況事例（厚生労働省、2015）

(2) AED を準備する

心肺蘇生を行っている途中で AED が届いたら、すぐに AED を使う準備に移る。AED を傷病者の頭の近くに置く（図 5.8）。



図 5.8 AED の位置（傷病者の頭の近く）（厚生労働省、2015）

(3) 電源を入れる

AED の電源を入れる。機種によって、ボタンを押して電源を入れるタイプと、ふたを開けると自動的に電源が入るタイプ（電源ボタンはありません）がある。電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作する。

(4) 電極パッドを貼り付ける

傷病者の胸から衣服を取り除き、胸をはだける。ボタンやホックが外せない場合や、衣服を取り除けない場合、衣服を切る必要がある。

AED のケースに入っている電極パッドを袋から取り出す。電極パッドや袋に描かれているイラスト（図 5.9）に従って、2 枚の電極パッドを肌に直接貼り付ける（図 5.9）。イラストに描かれている貼り付け位置は、胸の右上（鎖骨の下で胸骨の右）と、胸の左下側（脇の下から 5~8cm 下、乳頭の斜め下）である。電極パッドを貼り付ける間も胸骨圧迫を続ける。電極パッドは傷病者の肌にしっかりと密着させる。電極パッドと肌の間に空気が入っていると電気がうまく伝わらない（図 5.10）。

機種によっては、電極パッドから伸びているケーブルの差込み（プラグ）を AED 本体の差込み口に挿入する必要がある。AED の音声メッセージに従って操作する。

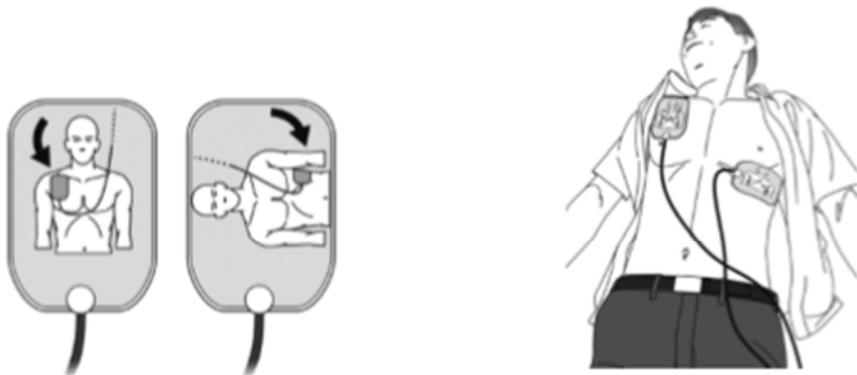


図 5.9 電極パッドの貼り付け位置。胸をはだけて電極パッドを肌に貼り付ける。
(厚生労働省、2015)



図 5.10 電極パッドは肌に密着させる（厚生労働省、2015）

(5) 心電図の解析

電極パッドが肌にしっかりと貼られると、そのことを AED が自動的に感知して、「体から離れてください」などの音声メッセージとともに、心電図の解析を始める。周囲の人にも傷病者から離れるよう伝え、誰も傷病者に触れていないことを確認する。傷病者の体に触れていると、心電図の解析がうまく行われない可能性がある。

(6) 電気ショックを与え、心肺蘇生を再開する

① 電気ショックの指示が出たら

AED は心電図を自動的に解析し、電気ショックが必要な場合、「ショックが必要です」などの音声メッセージとともに自動的に充電を開始する。周囲の人に傷病者の体に触れないよう声をかけ、誰も触っていないことをもう一度確認する。

充電が完了すると、連続音やショックボタンの点灯とともに「ショックボタンを押してください」など電気ショックを促す音声メッセージが流れる。これに従ってショックボタンを押して電気ショックを行う。このとき AED から傷病者に強い電気が流れ、体が一瞬ピクッと突っ張る。

電気ショックのあとは、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。「ただちに胸骨圧迫を開

始してください」などの音声メッセージが流れるので、これに従う。

② ショック不要の指示が出たら

AED の音声メッセージが「ショックは不要です」の場合は、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。「ショックは不要です」は、心肺蘇生が不要だという意味ではないので、誤解しない。

(7) 心肺蘇生と AED の手順を繰り返す

AED は 2 分おきに自動的に心電図解析を始める。そのつど、「体から離れてください」などの音声メッセージが流れる。心肺蘇生中はこの音声メッセージを聞きのがさないようにして、メッセージが流れたら傷病者から手を離すとともに、周囲の人にも離れるよう声をかけ、離れていることを確認する。以後も同様に心肺蘇生と AED の手順を繰り返す。

(8) 救急隊へ引き継ぐ

心肺蘇生と AED の手順は、救急隊員と交代するまであきらめずに繰り返す。

傷病者に普段どおりの呼吸が戻り、呼びかけに反応したり、目的のある仕草が認められた場合、心肺蘇生をいったん中断して様子を見る。再び心臓が停止して AED が必要になることもあるので、AED の電極パッドは傷病者の胸から剥がさず、電源も入れたままにしておく。

5.5 救急用品

学外活動に携帯すべき一般的な救急用品には以下のようなものがある（東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策 WG, 2011）。学外活動によってはこれ以外の救急用品が必要な場合があるので、学外活動に応じた救急用品を追加する。救急用品はファーストエイドキットなどに入れて携行し、ファーストエイドキットの場所を参加者に周知する。

- ① 紋創膏（大小の複数サイズのもの）
- ② 清潔なガーゼ（袋を開封していないもの）
- ③ 包帯
- ④ 弹性包帯（捻挫などのときに関節固定のため）
- ⑤ 三角巾（肩や上肢の脱臼、骨折のときのため）
- ⑥ 毒吸引器（ポイズンリムーバー。蜂刺傷、蛇咬傷などの際に使用する）
- ⑦ ゴム手袋、プラスチック手袋（負傷者の出血の処置などのため）
- ⑧ 体温計
- ⑨ 減菌蒸留水（創の洗浄のため）
- ⑩ ヨードホルム系消毒薬（イソジン消毒薬など）
- ⑪ 過酸化水素系消毒薬（オキシフル消毒薬、ピロゾン消毒薬など）
- ⑫ 湿布薬、消炎剤軟膏
- ⑬ 抗ヒスタミン系軟膏（虫刺されなどのため）
- ⑭ ステロイド系軟膏（かぶれなどのため）
- ⑮ 抗生剤軟膏 可能であれば、以下のものを用意することが望ましい。

5.6 サイコロジカル・ファーストエイド

事故事件・災害などによって人身事故あるいは心身の危険を感じるような事態が発生した場合、それによって影響を受けた人たちへの心理面への支援が必要となる。以下、学外活動中の事故発生時における心理面への支援の留意点を記載する。

1) 対象となる人

危機的な出来事に遭遇したときの反応や感じ方は、人によって異なる。過去に類似した辛い体験をもつ場合や、危機遭遇時に心身の健康状態がすぐれなかつた場合には、動搖が大きくなることがある。

- (1)事故・危機状況を経験した当事者
- (2)それを目撃した人
- (3)身近で見聞きしてショックを受けた人

もその対象となる。危機的出来事に見舞われた人たち全体への対応とともに、動搖が顕著な人を対象とした個別の関わりも必要になる。

2) 関わり方

肝心なのは、相手のそばにおいて、相手が語ろうとしていればその話をただ聴くこと、相手が黙っているならそれを受け入れることである。経験した出来事や気持ちを無理に語らせたり、質問を重ねたりするのは不適切である。「気になることはないですか?」と尋ねるくらいが妥当である。

- (1)話をしっかりと聴いていることが相手に伝わるように、うなずいたり、相づちをうつようとする。
- (2)個別に話を聴く場合には、プライバシーが守られるように配慮する。
- (3)水分や軽い食物を提供することが、相手の気持ちを楽にさせることもある。

(4)相手が情報を知りたがっていることがあるが、知らないことには推測で答えるのではなく、「残念だが知らない」と答える方が誠実である。

3) 支援者自身の心身の状態の管理

危機的状況においては、支援者自身も不安や動搖を感じたり、心身ともに疲労していることが多い。自分の心身の状態に気づき、休息を心がけること、そして無理をしそうないようにすることが重要である。

4) キャンパスライフ・健康支援センターへ引き継ぐ

現地を離れて以降はキャンパスライフ・健康支援センター等に引き継ぐ。

参照 URL

- ・心理的応急処置（サイコロジカル・ファーストエイド：PFA）フィールド・ガイド
https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who_pfa_guide.pdf#search=%27WHO+サイコロジカル・ファーストエイド%27

資料 学外活動ヒヤリハット集－ガイドラインの必要性

1. 対自然環境のヒヤリハット

「教育領域の実習において、野外活動中に蜂に刺され、病院で治療を受けた。」

「東南アジアの鉄道跡地の調査に行った際に、学生がデング熱を罹患した。」

「歩行中、路傍の草を手ではたきながら歩いていたら毒草だった。」

「熱中症になり2日ほど横になっていた学生がいた。」

学外活動中に意図せざる領域で生じたこれらの事例は一括して、対自然環境のヒヤリハットと言える。こうした事例とその対策は野外活動編に詳しい。

ヒヤリハットには、こちらが望むと望まざるとにかかわらず生じるヒヤリハットもあれば、自身が注意していれば避けられたかもしれないヒヤリハットもある。

事故や危機は、時に教員も学生も全く想定していないところから発生するので、こうした想定外の事態が生じても事故や危機を減らすための準備が必要となる。

2 対人工環境のヒヤリハット

「日没後に降雨が激しくなり、視界がかなり悪化している中で、前を行く車のブレーキに気づくのが遅れ急ブレーキとなった。」

「英国でレンタル自転車で目的地に向かう学生が地元民の自転車と接触事故を起こしそうになった。」

「英国で横断歩道がない交差点（車優先）で路地を渡ろうとした学生が、幹線道路から曲がってきた車にはねられそうになった。」

「学外実習よりキャンパスに戻り、学生が公用バス下車後、道路を横切る際に、対向車線走行の車に接触しそうになった。」

「現地では鉄道がよく遅延すること、遅れても接続待ちしないと、運転士不足から突然運休することがあることを知らず、帰ってくることができなくなって24時間営業のディスコや電話ボックスで一晩をしのいだ。」

「電力が240Vであることを知らず、日本と同じ設定時間で電子レンジを使い、ボヤ騒ぎと起こした。」

「時差があるので時計を修正せず、目的の交通機関に乗り遅れるケースがあった。」

「役所にも民間企業にも複数の類似した名称の事業所が存在し、訪問先を混乱したことがあった。」

「学生が実習施設の血圧計を落とし破損させた。」

対自然環境のヒヤリハットから対人工環境のヒヤリハットに繋がることがある。

対人工環境においては、事故や危機が生じた際には賠償責任も発生しやすく、そのためにはどちらにどの程度の責任があったか、という事が問われることもある。こうした事例の一部とその対策は実験室編に詳しい。

対人工環境でも大切なのは、科目責任者の不注意を超えた範囲から事故や危機が発生する可能

性がある点である。だからこそ、事前に現地の下調べを行っておき、また現地に到着してからも現地の対人工環境の注意事項を確認し、こうしたリスクを減らしておく必要がある。

3 対学生のヒヤリハット

「実習施設から目的地に移動する際、学生が道に迷い、連絡がつかず、実習先の指導者や教員で探し回ったことがあった。」

「教員が学生を乗せたレンタカーで、軽い接触事故を起こしてしまった。」

「20歳以上の学生たちと食後の時間を過ごしていたところ、学生の一人が前後不覚になり教員に殴りかかってきてみんなで抑え込むことがあった。」（＊乖離を起こしたと思われる）

対学生のヒヤリハットにも、対自然環境・対人工環境のヒヤリハット、不可抗力・不注意のヒヤリハットなど様々なヒヤリハットがある。

対学生でも大切なのは、現地の環境の多様性や学生の多様性から、教員個人が学外活動にあたって思いもよらないところから事故や危機が発生する可能性があるという点である。それゆえ、事前に大学に出張先を告げ、万が一の際に協力体制をとれるようにしておく必要があるのである。

これらは、野外活動編でも実験室活動編でも生じ得ることである。

4 学生同士のヒヤリハット

「合宿の際に学生が飲酒、友達同士の悪戯などで深夜まで就寝せず、近所迷惑になる。」

「帰りの電車で全員が寝込み、遠くまで乗り越してしまい、あやうく戻る電車がなくなるところだった。」

「宿泊先でのこと、英語が得意な学生が英語が不得意な学生をあからさまに嘲笑し、殴り合いの喧嘩にまで発展しそうになったことがあった。」

これらも野外活動編でも実験室活動編でも生じ得ることである。

教員は、教育目的は当該の対人技能を身に付けさせることにあるため、当該の技能が身に付くとを「主作用」、それ以外の結果が生じることを「副作用」や「意図せざる結果」として考えがちである。それゆえ、こうした事態を周辺化して軽んじてしまう目的意識の構造がある。

(Bateson, Gregory 2005(1972) "Effects of Conscious Purpose on Human Adaptation", Mary Catherine Bateson ed. Our Own Metaphor: A Personal Account of a Conference on the Effects on Conscious Purpose on Human Adaptation.. Hampton Press:13-17)。

しかし教員の目的意識に関わらず、学外活動において一定の確率で生じる事態は授業の生態として意識しておかなければならぬ。したがって、こうした事故や危機を目的外であるが故に取るに足らない軽微な出来事とみなしてはならず、これらは野外活動編でも実験室活動編でも生じ得ることである。

5 対自身のヒヤリハット

「持病の腎不全から体調不良になり、教員が自宅までタクシーと新幹線を乗り継いで送っていったことがあった。」

「院生約30数人を連れて行った際、帰りに道でつまづいて転び、足を骨折した」

「実習中に学生が足をひねりねんざして一人で帰路につかせた。」

「温室において植物の調査を長時間実施した際、学生の一人が腹痛を起こした。現地機関の研究員に付き添ってもらい、近くの病院で診てもらった。」

「フィールドワーク中、1週間便秘になっていた女学生がのちに報告してきたことがあった」

最後に、学生自らの心身に対するヒヤリハットである。この項目はよく学生の自己責任とされるが、どのような持病がどのような学外活動のフィールドで学生にヒヤリハットを生じさせるかは必ずしもすべて学生自身の責任に負わせられる側面ではない。

6 対現地のヒヤリハット

「英国で袋入りの焼き塩を買ってポケットにいれて持ち歩き、施設の係員に麻薬と間違えられて別室に連行された。」

「学生が高齢者を対象に健康づくりのための教育を実施した際、簡単な運動を行ったが、参加していた高齢者が転倒した。」

「実習受け入れ先から、当日の朝から来るはずの学生が来ていないとの連絡が入った。当該学生に連絡を取ろうとしたが、携帯電話もつながらず、所在不明の状態であった。当日の午後になって学生から連絡があり、学外実習の日程を間違えていたとのことであった。」

野外活動編でも実験室活動編でもなく、学外活動編で特に注意すべき安全性とはこの現地の対人・社会関係でのヒヤリハットである。

ここにも、前者のような想定外の事態も生じていれば、後者のような不注意もあるが、学外調査に本質的なヒヤリハットは、中央の事例にあるような学生が現地の指導者と被指導者との間でヒヤリハットを起こしてしまう事例である。この場合、学生は加害者になり得、野外活動のような被害者になるだけでではないので、保険も二重に入る可能性があるのである。

以上、対自然環境、対人工環境、対教員、対学生同士、対自身、対現地のヒヤリハットに側面を分けてみてきた。

本ガイドラインは学外活動ガイドラインであり、対人・社会関係の教育研究で学外に出かける正課の授業を対象としているが、対人・社会関係のフィールドであっても、その他野外活動編や実験活動編でも生じうる様々なヒヤリハットが起こらないわけではない。むしろ、それらのヒヤリハットに加えて、対人・社会関係を研究教育対象とする複雑なリスクが加わると見たほうがよい。

いずれのヒヤリハットでも重要であるのは、教員と学生がどのように目的意識に沿った配慮をしても、ヒヤリハットはその目的意識の外からやってき得るという事である。したがって、教育研究を遂行する上で（1）不用意なヒヤリハットは複数の教員の目を通して予防し、（2）計画や

実施を行う過程でリスクを意識化してヒヤリハットを生じさせないように準備し、(3) 現地では科目責任者 - 学生間もしくは援助指導者 - 学生 - 被指導者の間でヒヤリハットを回避すべく相互に配慮し、(4) それでも生じてしまう危機（事故・事件）のために大学と共に事後対応の支援体制を保っておく必要があるのである。

引用文献

東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策 WG 編 (2011) : 学外活動安全衛生管理・事故防止指針第1版

日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修 (2015) : 救急蘇生法の指針 2015 (市民用)

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_sosei/sisin2015.pdf

参考文献

愛媛大学教育・学生支援機構(2011) : 危機管理マニュアル (学生リスク篇)、愛媛大学教育・学生支援機構

公益社団法人日本山岳協会 (2002) : 登山と計画 <http://www.jma-sangaku.or.jp/cominfo/> (2016.12.22.参照)

櫻井義秀・大畠昇編 (2012) : 大学のカルト対策、北海道大学出版会

竹田洋志監修 (2016) : 海外安全ハンドブック第3版、今井出版

東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策 WG 編 (2011) : 学外活動安全衛生管理・事故防止指針第1版、霞出版社

長崎大学 (2017) : 学生の国際交流に関する危機管理対応マニュアル (引率教職員等用) 第二版、長崎大学

日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修 : 救急蘇生法の指針 (2015) 市民用

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_sosei/sisin2015.pdf

日本生態学会学外安全管理委員会編 (2008) : 学外調査の安全マニュアル案.

<http://www.esj.ne.jp/safety/manual/> (2016.12.22.参照)

北海道大学安全衛生本部 (2015) : 安全な野外活動のための基礎知識、北海道大学安全衛生本部

Bateson, Gregor(2005(1972)) "Effects of Conscious Purpose on Human Adaptation", Mary Catherine Bateson ed. *Our Own Metaphor: A Personal Account of a Conference on the Effects on Conscious Purpose on Human Adaptation*. Hampton Press:13-17

Howell, Nancy(2009(1990)) *Surviving Fieldwork: A Report of the Advisory Panel on Health and Safety in Fieldwork.*, American Anthropologist Association.

Lee, Raymond M.(1995) *Dangerous Fieldwork: Qualitative Research Methods Series 34.*, A Sage University Papers

James, Richard K. & Burle E. Gilliland(2013(2008)) *Crisis Intervention Strategies 7th edition.* Brooks/Cole Cengage Learning

Sriram, Chandra et al. eds.(2009) *Surviving Field Research : Working in Violent and Difficult Situations.* Routledge

Ice, Gillian H., Darna L. Dufour, Nancy J. Stevens(2015) *Disasters in Field Research: Preparing For and Coping With Unexpected Events.*, Rowman&Littlefield.

問い合わせ先：学務部学務企画課

E-mail : gaphosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

電話 : 092-802-5917

第1版 令和元年7月 公表

参考資料

九州大学総合科目「フィールド科学研究入門
“屋久島プログラム”における死亡事故について
—原因究明及び再発防止のための報告書—
(抜粋)

平成 29 年 3 月 31 日

国立大学法人九州大学屋久島フィールドワーク学生事故調査委員会

はじめに

国立大学法人九州大学（以下「九州大学」）文学部1年生の原口翔二朗君が、「フィールド科学研究入門“屋久島プログラム”」実施期間中の平成28年9月6日、鹿児島県熊毛郡屋久島町安房川（あんぼうがわ）で死亡（溺死）した。

九州大学屋久島フィールドワーク学生事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、事故（当該プログラム中に学生が溺れたことをいう。以下同じ。）に至った背景や原因を究明し、再発防止策を提言するために、危機管理担当の副学長を委員長として同年同月に設置された。委員には教育担当の副学長、フィールドでの教育研究に従事している教員、医師などの学内関係者だけでなく、学外からも専門家等を招いた。調査に当たっては、3回の現地調査、関係者からの事情聴取、専門家からの意見聴取等を行い、7回の委員会を開催した。本書面をもって、その結果を報告する。

調査委員会では、調査と並行して、教育担当の副学長の下に「授業実施における安全管理検討ワーキンググループ」を設置し、九州大学の「教育における安全の指針～学外活動編～」の作成を行った。これは本報告書に別冊として添付する。

本報告書は、次の7つの大項目から構成されている。

1. フィールド科学研究入門と屋久島プログラム
2. 屋久島プログラムにおける死亡事故発生までの経緯
3. 事故発生に關係すると思われる諸状況
4. 事故発生の原因－3. の検証を踏まえて
5. 一般的な水難事故の未然防止策の観点からの検証
6. 事故防止に向けて－学生のための安全管理と安全教育
7. 九州大学への要望

6. 事故防止に向けて—学生のための安全管理と安全教育

九州大学は平成16年に、国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程を整備し、4月1日施行した。安全衛生・危機管理を担当する理事・副学長を室長とする環境安全衛生推進室を設置し、安全衛生管理を推進している。大学全体の安全衛生管理とその中の様々な事故防止に向けた取り組みは、九州大学「安全衛生ガイドライン」や「災害対策マニュアル」等に記されている。この報告書では、「学生のための安全管理と安全教育」という視点から、事故防止に向けての大学、実施運営主体部局、科目を担当する教職員の責務、そして科目を受講する学生が遵守すべき諸事項を記述する。

1) 学生への安全教育と安全管理

九州大学における教職員の安全衛生教育については、「安全衛生ガイドライン」に次のように書かれている。

安全・衛生教育は、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、意識の醸成と知識、技術の習得等を行わせるものである。安全・衛生教育は、本学の安全・衛生管理上、非常に重要なものであるため、以下に示す事項について適正な処理をしなければならない。

- (1) 職員は、本学が行う安全・衛生に関する教育を受けること。
- (2) 放射線業務従事者、実験用動物・研究用微生物の取扱者、遺伝子組換え実験従事者は、あらかじめ本学が行う教育訓練を受けること。
- (3) その他の安全・衛生教育は、直属の上司または、実質的に監督上の権限を有する者が行うこと。
- (4) 安全・衛生教育は、着任時の他、作業手順の変更時や定期点検時等必要に応じて行うこと。
したがって、学生もこれに準じて、通常は(1)受講する科目に応じた安全衛生教育を受け、
(2)放射線、実験用動物・研究用微生物、遺伝子組換え実験を扱う場合には教育訓練を受け、
(3)その他、受講あるいは研究する上で必要な実験や実習に特有の安全衛生教育を指導教員等から受け、(4)入学や進学の際には必要に応じて安全衛生教育を受ける、ことが必要である。

学部3年次程度までに学内の実験室や演習室等で開講される実験や実習の多くは定型的なものであり、長年の実績や経験を踏まえた上でのマニュアル等が整備され、適切な指導のもとで実施されている。また不幸にして事故等が起こった場合の対応策も含めて説明や指導がなされているのが一般的である。

一方で、主に研究室や関連施設等で行う学部卒業研究や大学院修士・博士論文研究では、定型的なものから最先端機器によるものまで、また一般的な化学物質取扱の範囲で済むようなものから極めて厳しい法規制のもとで実施しなければならないものまで、多様である。

したがって、安全衛生教育は指導教員の裁量にゆだねているのが現状であり、その実情やレベルは様々である。指導教員等の安全意識の醸成を図ることで、より安全な教育環境を整備することが基本となっている。

2) フィールド科目における事故防止に向けて

今回の屋久島プログラムにおける事故から、フィールドでの教育研究活動の全般に共通して重要なことは、「事故もなく継続されているから安全管理に問題はない」ではなく、「長年継続されているからこそ、安全管理や安全教育が疎かになってはいないいか」と立ち止まって考えることであり、「これまで事故になりかけたこともあるが、大事には至らなかったので大丈夫だろう」と考えるのではなく、「これまで事故にならずに済んだが、今後は大事に至ってしまう可能性が十分にある」と常に認識しておくことである。これは、大学、実施運営主体、科目責任者、科目担当者、受講学生の全てに共通して、重要なことである。

屋久島プログラムの事故発生に關係すると思われる諸状況とその検証からは、次の事項に不備、不十分、遅れなどがあることが明らかになった：

- ・実施運営主体の指導や実施の状況の一元管理
- ・開講の可否の審議・フィールド科学研究入門の実施状況の管理
- ・全プログラムの横断的一元管理
- ・科目担当者の間での情報共有
- ・安房川の状況に関する情報収集活動
- ・シラバスや説明資料への「安房川での体験」の記載
- ・参加者に対する「安房川での体験」に関する説明
- ・引率者の人数
- ・救命具やカヌーなど非常時への備え
- ・事故発生に対する認識
- ・救急活動依頼

必要な対策を予め十分に講じることによって、フィールドにおける教育研究は、安全安心でその内容や成果も一層充実したものとなることが期待される。九州大学、実施運営主体部局、科目責任者、科目担当教員、受講学生等は、これまで述べてきた屋久島プログラムにおける検証の結果を念頭に置きながら、以下に述べる「フィールド科目における事故防止に向けて」の提言を受けて、必要な対策や改善を講じて、一層充実したフィールド科目を実施することが望まれる。

今回の事故では、事故後の現地から大学や保護者への連絡、事故発生からの大学の対応に関しても、適切でなかつた点も多い。このような事後の対策も、再発防止策には明記すべきである。

① 九州大学

教育担当理事を大学管理責任者とする。大学管理責任者は、フィールド科目の実施運営主体部局を定め、実施運営主体部局が実施するフィールド科目の管理状況を一元管理する。

大学管理責任者は、フィールド科目の実施にかかる基本的な共通事項をまとめた「フィールド科目に関する安全指針」（仮称）を作成して、科目の実施運営主体を指導する。各実施運営主体が、下記「管理下にあるフィールド科目に固有の事項に係る安全指針」の安全指針等を作成して「フィールド科目に関する安全指針」（仮称）を補完し、適切な安全管理と安全教育を実施しているかを把握する。事故や事故につながる状況、問題点などが生じた際には大学管理責任者への報告を実施運営主体に義務付け、必要な場合には改善指導を行うなど、実施運営主体を一元管理する。

九州大学の「安全衛生ガイドライン」に、大学が作成する「フィールド科目に関する安全指針」を参考に、フィールド科目の教育研究に関わる注意事項を追加記述する。

② 実施運営主体部局

部局長を部局管理責任者とする。部局管理責任者は、管理下にあるフィールド科目の開講の可否を審議する委員会等を設置し、審議結果の報告を受けて開講の可否を決定する。

委員会等は、実施フィールドの事前調査報告書と安全教育の実施状況や安全対策、過年度の事故や問題点とその改善策が記載された開講申請書に基づいて審議することとする。委員会等が提示する基準を満たさない場合には開講を認めないこととする。

また部局管理責任者は、年度ごとの安全管理と安全教育の報告を義務付けるなどして、科目の実施状況を一元管理する。部局管理責任者は、事故や事故につながる状況、問題点などが生じた際には、その対応策や改善策も加えて、大学管理責任者への報告を義務とする。

大学管理責任者が作成する「フィールド科目に関する安全指針」(仮称)では、多様なフィールドと科目実施内容にかかる固有の安全指針等を網羅することは困難である。部局管理責任者は、「管理下にあるフィールド科目に固有の事項に係る安全指針」を定めて「フィールド科目に関する安全指針」を補完し、科目担当教員を指導する。

部局管理責任者は科目担当教員が、「フィールド科目に関する安全指針」及び「管理下にあるフィールド科目に固有の事項に係る安全指針」に基づいて、適切な安全管理や安全教育を実施しているかを把握する。科目担当教員には、事故や事故につながる状況、問題点などが生じた際には、部局管理責任者への報告を義務付け、必要な場合には改善指導を行うなど、管理下にあるフィールド科目を一元管理する。

③ 基幹教育院

基幹教育院に開講の可否を審議する委員会等を設置し、そこからの審議結果の報告を受けて基幹教育院長が開講の可否を決定する。総合科目のうちのフィールド科目に関して、委員会等は、実施フィールドの事前調査報告書と安全教育の実施状況や安全対策、過年度の事故や問題点とその改善策が記載された開講申請書に基づいて審議することとし、委員会等が提示する基準を満たさない場合には開講を認めないこととする。

特に、基幹教育科目の多くは1年～2年次向けの開講であり、未経験者が多いことを前提にして、よりきめ細やかな安全管理と安全教育が必須である。

④ 科目担当教員

科目担当教員は、「フィールド科目に関する安全指針」及び「管理下にあるフィールド科目に固有の事項に係る安全指針」と、実施運営主体部局の部局管理責任者の指示に基づいて、科目を実施する。必要があれば、担当科目に固有の事項も付加して、安全管理と安全教育を行う。科目担当教員は、事故や事故につながる状況、問題点などが生じた際には、対応策や改善策も含めて、部局管理責任者への報告を義務とする。

複数の担当教員が科目を担当する場合には、科目責任者を定める。科目責任者は、それぞれの担当教員の安全管理と安全教育の状況を把握し、事故や事故につながる状況、問題点などが生じ

た際には、対応策や改善策も含めて、科目責任者への報告を義務づけるなど、科目の一元管理を行う。

⑤ 科目の受講学生

フィールド科目を受講する学生は、受講前に、「フィールド科目に関する安全指針」及び「管理下にあるフィールド科目に固有の事項に係る安全指針」のうち、特に受講生にかかる事項や、科目担当教員が指示する受講科目に固有の安全指針を熟知し、科目受講時にはそれらを遵守する。また科目のガイダンスは必ず聴講し、自らも危険排除のための知識を身につけて科目実施に伴う危険性を把握し、能動的に自身の安全管理をおこなう。

科目実施時には、科目担当教員の指示に従って行動するとともに、事故や危険な状況が予想される場合や実際に起こった場合には、ただちに担当教員に報告する。

3) 研究室が実施運営主体であるフィールドでの教育研究の事故防止に向けて

主に研究室が主体となって実施する学部卒業研究や大学院修士・博士論文研究では、通常のフィールドワーク等科目に比べて、対象フィールドがさらに広範囲となり、フィールドでの実施内容もより高度で多様になる。また指導教員は随行せずに、卒業生や大学院生のみで、フィールド研究が実施される場合も少なくない。学問や研究の自主性や主体性を尊重する立場から、安全管理と安全教育は、基本的には研究指導教員等の裁量と責任に任せている。このため、安全管理や安全教育の在り方には、その程度や質に違いがあるのが現状である。

研究指導教員は、「フィールド科目に関する安全指針」及び「管理下にあるフィールド科目に固有の事項に係る安全指針」に加えて、実施するフィールド研究に固有に必要な安全管理や安全教育の項目を定めて、フィールド研究を実施しなければならない。フィールド研究において、事故や事故につながる状況、問題点などが生じた際には、対応策や改善策も含めて、研究指導教員が所属する部局の部局管理者への報告を義務とする。

4) 水が関連したフィールドでの事故防止に向けて

九州大学では、湿地、河川、池、湖、港湾、海など、水が関連したフィールドで展開されている教育研究も多い。調査委員会では、これらの教育と研究について、安全管理と安全教育の実態を調査した¹⁵⁾。

今回の調査で報告を受けた教育研究活動の数は 63 件である。実施場所は、溪流、河川、湖沼、海域と様々であり、多くは陸地からの活動あるいは陸地近くの水圏での活動であるが、長崎大学、鹿児島大学、東京海洋大学、海洋開発研究機構、海技教育機構などの実習船を利用した船上活動も少なくない。また、ほとんどは国内で短時間あるいは短期間の活動であるが、沖縄トラフ海域などでの比較的長期間にわたる活動や、東シナ海、北太平洋、モンゴル、インドネシアなど海外での活動も見られる。

引率者（教員の他 TA 等も含む）1 人当たりの学生数は、63 件中の多くの場合 1～10 名程度である。修士論文や博士論文の研究の場合には、学生のみでの活動も報告されている

が、その際には複数で行動するよう指示されている。教育研究活動の前日や開始前に、実施する場所の気象、波浪、船舶気象、道路の情報、地形図などを収集することが全般的に行われている。安全管理と安全教育に関しては、事前に実習場所や実施内容の説明を行い、活動内容に応じて、ヘルメット、手袋、スパイク地下足袋、胴長、ウェットスーツ、ライフジャケットなどの着用を義務付けている場合がほとんどである。また必要に応じて大学や博物館の専門家、潜水士、Cカード（潜水認定証）、船舶免許などの資格を持つ人員、消防の救命講習を受講した人員の配置などが行われている。緊急の場合の連絡体制の整備、携帯電話や無線機などの連絡手段の確保は多くの場合になされており、さらには緊急の場合に備えて陸上待機教員や学生を配置している場合もある。

このように、全般にわたって安全管理と安全教育がある程度はなされているように思われるが、指導する教員あるいは教員グループによって、報告書の記入内容の詳細には大きなばらつきがある。例えば、安全管理と安全教育の説明の際に資料は準備せずに口頭のみですませている活動、指導教員の経験のみに基づいているのではないかと思われる活動、他大学との共同の場合には他大学教員に任せた相手先の状況を確認したかどうかが不明な活動、緊急時・事故の際の連絡体制はなしと記述した活動、などが見られる。加えて、実施する場所の危険情報を予め収集した、活動中のヒヤリ・ハット事例などをもとに改善を図っている、積極的に水難救助や救命措置などの訓練を受けている、などの明確な記述は少ないようである。

水に関連したフィールドでの教育研究の担当教員、実施運営部局、大学は、いま一度、安全管理と安全教育を再点検し、万全の体制を整えることが必要である。

7. 九州大学への要望

今回のような悲しい事故を二度と起こしてはならない。また今回の事故を決して風化させてはならない。学生や教職員に対する安全管理と安全教育は大学の責務であることを再確認し、5.で述べた事故防止の取り組みに万全を期すことによって、フィールドでの教育研究活動をますます充実させていただきたい。このための方策の一部として次のことを要望する。

- ①フィールド科目の安全管理と安全教育の活動を支援するための財政措置あるいは支援するための基金の設置。
- ②フィールド科目の安全管理と安全教育を充実させる「フィールド教育研究の安全管理・教育の日」（仮称）などの設置とその活動の支援。担当教員や学生による、フィールドでの教育研究活動の際の事故やヒヤリハットなどの事例の紹介、それらへの対応策や改善策などの情報交換、フィールド活動の安全管理や安全教育の専門家や団体などによる啓発活動などを行うこと。